

会議録

平成 30 年 5 月 23 日(水) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 2 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 3 時 35 分
事務局 福 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 ただいまより第 2 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

早速、本日の会議を開きますが、会議次第は別紙配付のとおりでありまして、事前に資料を配付しておりますが、皆様方には一番最初の案内から若干、調査事項とあとその他も増えました。順番についても先ほど新井田議員のほうからご指摘がありました。きょう病院の事務局長が業務の都合で、その他の案件を一番最初に持ってきましたので、ご了承くださいと思います。

3. その他

<病院事業>

・外来診療体制の変更について

平野委員長 早速、その他案件の病院事業といたしまして、外来診療体制の変更について、こちら資料を配付しておりますので、説明を求めたいと思います。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 おはようございます。

このたび、午後から公務出張ということで、一番目に議事に載せていただき、ありがとうございました。

それでは早速、私のほうで資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の 1 ページ目をお開きください。

今回の報告案件につきましては、外来診療体制の変更でございます。

変更の理由につきましては、平成 11 年 4 月から当院の病院長として勤務いただきました松谷前病院長がこの 6 月 30 日をもって退職され、札幌に戻るといふことでの外来診療体制の変更でございます。

なお、松谷先生につきましては、6 月 15 日の外来診療をもちまして、病院へは出勤されません。そのあとは、有休休暇を取得しまして、現在住んでおります医師住宅等の引っ越しの準備にかかるというふうなことで伺っているところでございます。

松谷先生の現在の診療業務につきましては、2 番に記載のとおり、外来につきましては水曜日の午後、木曜日・金曜日の午前中と 3 コマ行っております。

また、火曜日につきましては、内視鏡検査ということで、基本的な外来については、火曜日から金曜日までの四日間というふうなところになっております。

松谷先生からは、1 年ほど前から早ければこの 3 月をもって退職をするというふうな意向を聞かされておりました、この間常勤医の確保に努めてきたのですけれども、残念ながら確保にいたっていないということで、この外来コマ数、そして内視鏡検査の部分を埋めて、さらに現在行っております 24 時間の救急診療体制を維持するというふうなことで、対応してきたところでございます。その結果、今後の対応としまして非常勤ではありますが、2 名の医師を確保できたというふうなことで、ご報告させていただきます。

1 名の医師につきましては、月曜日の午前と午後の外来を担当していただきます。甲斐谷徹彰先生です。先生につきましては現在、宮城県の仙台市に在住しております、年齢は 31 歳と。経歴につきましては、平成 24 年 3 月に東北大学医学部を卒業しております。

その後、岩手県の宮古病院や東北大学に勤務し、26 年 7 月に気仙沼市立病院の耳鼻咽喉科を最後としまして、27 年 7 月から宮城県の登米市にあります、やまと在宅診療所ということで、一般内科総合診療医として働いているところでございます。この先生については、平成 28 年 3 月から当院の不定期の当直医としてこれまで 3 回勤務した経験がございます。

これについては、週末は札幌医大のほうから応援の先生をいただいているところでございますが、医大の学会等がある、医大の先生が来られない時にスポット医として対応していただいた経験がございます。

もう 1 名の先生につきましては、金曜日の午後からの外来をしていただきます、奈良原裕先生であります。先生は、神奈川県横浜市に在住されております、47 歳です。平成 17 年の 3 月に高知大学の医学部を卒業しております。現在は、横浜市にあります菊名記念病院の心臓血管外科というところに常勤医で勤務しているところでございます。ただ、先生はワークスタイルとしまして、月曜日から木曜日については、最先端の医療で救急体制の心臓血管のオペに対応するという傍ら、地域医療にも貢献したいということで、週 1 回ドクターがいなくて困っているところを手助けしたいというふうなことで、やってきた先生ということで伺っております。平成 28 年 9 月からは半年間、新潟県の十日町市にあります山間部にある松之山診療所というところで、毎週金曜日の外来を応援していたそうです。

ですので、専門は心臓血管外科でありますけれども、幅広く一般内科的に対応できるというふうなことで聞いております。この先生につきましては、全国自治体病院協議会に設置しております、自治体病院・診療所医師求人求職センターからのご紹介でありまして、記載のとおり 29 年の 3 月までは地域医療ということで新潟県に行っていたのですけれど

も、この1年間先生の希望するような地域医療の場所からの求人がなかったということで、できれば早めに金曜日に出かけたいというようなことで、当院のほうで求人募集を出したところ、マッチングしたというようなところで今回、ご紹介をいただいております。

紹介先は、公的の機関であります全国自治体病院協議会からの紹介になりますけれども、手数料というものが発生いたします。手数料につきましては、記載のとおり、報酬×勤務回数の7.5%の16万6,050円というような内容でございます。

奈良原先生につきましては、やはり地方で働きたいということもありますので、実際木古内町が先生のご希望に添うような町なのか、そして横浜市から来られますので、片道4時間という長時間新幹線に乗って来られるということですので、それが今後の勤務に耐えうるものかというようなものも判断して、6月1日に実際木古内町のほうに来られまして、同じ実際に戻られる新幹線を利用して帰ったあとに、正式に契約するというようなことで現在進めているところでございます。ですので、内科・外来等で後任のドクターにつきましては、奈良原先生の名前はまだお出ししておりません。内科医というようなことで、紹介しているところでございます。

ただ、紹介先の自治体病院協議会のほうからは、かなり前向きに考えていただいているということですので、よっぽどのことがない限りは、当院のほうに勤めていただくことになるのかなというふうに思っているところでございます。

続いて、2ページをお開きください。

火曜日に行っておりました内視鏡検査につきましては、外科の井上先生が対応していただくというようなことで、決定をしております。

ただ、外科外来はこれまで8時50分から診療開始していたのですが、火曜日のみ午前10時に繰り下げて対応すると。外科外来の患者数につきましても、内科と比べてそんなに多くありませんので、10時に繰り下げたとしても患者さんへのサービスの低下にはならないというようなことで、当院のドクターを対応させるというようなことに至っております。

4番につきましては、新外来診療体制ということで、6月18日以降の外来体制並びに各施設への派遣等につきましての新しい部分をマーキングして、掲載しているところでございます。基本的には、清水病院長は変更ありません。吉田先生と吉武先生に移動していただいて、内科の先生につきましては、平均皆さん一週間に4コマ持っていただくというような中での張り付けをしているところでございます。

また、施設につきましては、やはり当院の患者さんを優先させるというようなことで、この旨説明をしていただき、しおさい園や陽光園、そして病院事業のいさりびにつきましては、曜日の変更をお願いしているところでございます。

この新しい診療体制につきましての周知方法につきましては、外来窓口への掲示と当院に来られている患者さんにつきましては、新しい診療体制を配付して周知しているところでございます。

また、関係機関の介護事業所等につきましては、木古内・知内等については、地域ケア会議でお知らせをしていきたいというふうに思っているところでございます。

今後の常勤医の確保対策ですけれども、やはりいままでと同様な中で対応していきたいということで、公的紹介機関であります今回奈良原先生を紹介いただきました、全国自治

体病院協議会や北海道が設置しております、地域医療振興財団のホームページへ求人広告を継続して行っていくと。合わせて、民間紹介会社への有料広告等へ掲載するというようなスタイルで臨んでいきたいと思えます。

現在、民間紹介会社へは 5 社をお願いしているところでありまして、一番上に書いております株式会社CBコンサルティングにつきましては、こちらは有料で年間 30 万円の広告料を払って行っております。ここにつきましては、転職を希望するドクターが一覧が出ておりまして、こちらのほうから転職を希望されている先生のほうに、勤務条件や町の状況など教えるドラフトメール制度というのがありますので、ほかの業者と違って可能性が高いということで、有料をお願いしているところでございます。

2 番目以降の 4 社につきましては、成功報酬制度でございますので、紹介はさせていただきますけれども、マッチングして勤務していただいて、はじめて手数料が発生するというようなシステムでございます。以上であります。

平野委員長 それでは、説明が終わりましたので、各委員から質疑があればお受けします。

新井田委員。

新井田委員 質疑というのではないのですけれども、非常に苦しい賄い状況、大変いろいろなやりくりの中で、住民サービスに努めていただいているということは、非常に理解できました。ただ、いろいろな意味でやはり患者さんに対する不安要素は、極力やはり今後避けていただいて、特に客離れ含めた形のそういう危険性もないわけでもないの、一層の努力をちょっと惜しまないでいただきたいというふうに思えます。やはり患者さんはある程度敏感になっていますし、そういう部分で先生が常駐できないとか、いろいろなそういう情報って割と早いのですよね。ですからいま言ったように、不安要素を払拭できるようなまます体制で努力していただきたい。これは要望ですけれども、そんなふうに思っています。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 後任の医師の確保が 2 名、非常勤で確保したということ。例えば奈良原先生、金曜日午後からとすれば横浜から朝一で電車に乗って、一晩泊まって次の日帰る。たぶんそういうスケジュールだと思うのですけれども、この場合せっかく朝来て、その当日の午後診療、午前の診療をしてもらって、午後帰ってもらうというわけにはやはりいかなかったのだ。先生の都合で。何かせっかく新幹線で 4 時間もかけて木古内に来て、半日だけやって帰る。そうでなくて次の日の午前中とか例えばタイムリーで 2 時間の診療をして、間に合う電車に乗るようにしたほうがうちのやはり病院の会計上もそのほうがいいのかという。ただ、この医師との交渉の中で、こういう日程しか取れなかったということだろうとは思いますが、今後、先生が木古内に来ている中で、段階的にそういう部分の診療時間を増やすというような努力をやはりしていただきたいと。

それと甲斐谷先生、26 年に勤務している部分を見れば耳鼻咽喉が専門なのかなというふうにみていたのです。それが一般内科で宮城県では総合診療もやっているということで、それは医者ですから問題はないと思うのですけれども、せっかくうちは耳鼻科の先生をわざわざ函館から週定期的に来てもらっているという部分もありますし、この辺も奈良原先生の状況等踏まえて、今後日程を増やすことによってこの部分もクリアできるというふうになればいいのかなというふうに思うものですから、特に今後の検討課題として考慮して

ください。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 前段いただきましたご意見なのですけれども、奈良原先生のほうはちょっと説明不足もあったと思います。当日の7時48分の新横浜発の新幹線で来られますので、当日入りで木古内に入ります。ですので、午後診察されて日帰りで横浜に戻られるというような日程なものですから、午後からの1コマということをお願いしていただいているところでございます。

甲斐谷先生につきましては、いまも先生は総合診療医、一般内科医ということでやりたいということですので、その辺先生と今後協議する中で、対応可能であれば検討していきたいというふうに思います。

平野委員長 ほか。

常勤医をもちろん探せば一番良い中、週に1回来ていただく先生も宮城県と神奈川県というこの時代背景というのがすごい状況だなというのが率直な感想なのですけれども、この2名のかたは現在勤められている病院はもちろんありますけれども、もし一週間木古内に来られることになって、その後、もしかして木古内に常勤医としてなってくれるというような話はもちろんいまはしづらいと思いますけれども、そのことも念頭には多少なきにしもあらずなのか見解が一つ。せっかくお若いのですから。

それと、奈良原先生のこの手数料なのですけれども、これは紹介先のほうに払う金額だと思うのですけれども、これは月ということでもいいのですか。

それともう1点、松谷先生は約20年にわたって木古内町の国保病院に勤めていただいたのですけれども、退職後は木古内町に住んではもらえなかったのでしょうか。3点。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 まず1点目の常勤医へのお話ですけれども、実は甲斐谷先生につきましては、28年3月に来られてからこの間、オファーは出しているのですね。うちの病院でもしよろしければ内科的な先生も3名おりますので、内視鏡などについても習得可能でありますし、小澤先生が函病のほうから来ていただいたということでもありますから、函病との連携の中で内科医に向けた専門的なスキルも提供することができますということでは何度かお話しているのですけれども、なかなか合意にいたっていないというようなところでございますが、委員長が言われるように引き続きその辺については、要請はしていきたいなというふうに思っております。

ただ、奈良原先生につきましては、先生のワークスタイルというのはやはり菊名記念病院というのが横浜でも救急病院のトップクラスの病院でありますので、そういうところでやっている中で、1回は地方のほうに出たいということでもありますので、今後長く勤務していただく中で、そういう機会があれば先生のほうには要請していきたいなというふうに思います。

2点目の手数料につきましては、こちらについては、年間の手数料で6月1日から3月までの10か月分ということで、記載しているところでございます。

あと、松谷先生につきましては、先生は札幌のほうに住まいがありますので、以前から退職後については札幌に戻られるというような意向でございますので、その辺は特に要請はしておりません。以上です。

平野委員長 ほかにございますか。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。

いま木古内町、光銭さんが閉めて福島に行くと。光銭さんに通っていた患者さん達と話をするのだけれども、年齢が年齢で福島に通うのもどうのこうのという話もあるのです。

その中で、いまの医師の部分でやはり少ないのかなと。その部分、町立病院に行かなければならないという年配の人達から相談を受けて、いまの医師の数からいくとまだまだ大変なんだなと思って。その部分でいまこうやって、本当は常勤でやってもらうのが一番いいのかなと。そこはある程度熱意を見せて、何とかほしいなと。ましていま風邪を引くと耳鼻科に通う子ども達もそうなのですけれども、耳鼻科ってすごい重要なですよ、いま。

その意味でこの甲斐谷先生というのは、すごい適任だなと思っていま見ていたのです。

そういう意味で病院体制、これから事務局長として噂ではもう一件の病院も何か帰ってしまうという噂もあるので、そこら辺も考えたら国保病院がたぶん町内に一つの総合病院になってしまうかなとあるので、だからその辺も先を見込んで早く医師の確保を進めていかなければならないのかなと思うのですが、その辺の今後の考え方をちょっと言ってもらえれば。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 いま吉田委員がおっしゃるように、光銭先生から結構紹介状がきておりまして、対応はしているところであります。ただ、全てが当院のほうにきているわけでもなく、もう一つのクリニックもありまして、そちらのほうに行かれる先生もいます。

この間、外来患者数は新しい病院ができて、150名前後で推移しておりますので、午前中内科については2診、午後から1診というのがいいのかなということで捉えているところであります。

ただこの先、診療圏域の人口も減ってきますし、クリニックの数も光銭先生が少なくなるという中で、はたしてこの2診がいいのか、それともダウンサイジングしていくのかというの見極めていかなければならないというふうに思いますので、そこは少し長期的に展望にたって検討していきたいなと思います。

また、今回の松谷先生の退職に伴う対応は、常勤医を確保できませんでしたけれども、2診体制というのは維持できましたし、救急診療体制につきましても、制限することなくいままで同様やっていきますので、このレベルを落とさずに委員皆さんから言われております常勤医の確保に努めながら、何とか常勤医を確保していければいいなというふうに思っているところであります。

また、耳鼻科につきましても、先生の意向もありますので、内科外来に耳鼻科的な患者さんが来られても診療器具が全く違いますので、内科では対応できませんから、その部分については先生と少し協議した中で、どの程度の耳鼻科的な患者さんを診られるのかどうかというのを見た中で、進めていかなければならないと思いますから、当面は内科の先生というようなことで紹介していきたいなというふうに思っております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

奈良原先生の件で1点、確認いたします。47歳ということでおそらく日帰り、私も一度

しましたけれども、大変体のほうに負担がかかるものですが、先生がそれも含めて手を挙げてくださったというのは、非常勤だとしてもありがたいのかなとは思っています。

ただ1点、確認がございます。交通費です。おそらく新幹線で移動して、月15万円から20万円、年間にしますと200万円超えてくるかと思えます。もちろん交通費に対しての金曜日の午後の診断だけでどうなんだと。そこは、その議論はいま私はするつもりがなくて、いわゆる医師の交通費の上限、こちらのほうで設定しているのでしょうか。ちょっとその辺り、待遇の部分の確認でございます。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 こちらにつきましては、札医大の先生も含めまして、常勤医の先生については、全て実費換算ということで、ほとんど公共交通機関を利用して来られますので、その金額で職員の旅費と同様に実費で支払っております。

因みに、今回来られる奈良原先生につきましては、新横浜から新幹線で東京乗り継ぎで来ますので、5万円くらいかかるというようなところで把握しているところです。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、先ほど事務局長もありましたとおり、これまでも努力されていますが、何とか常勤医の確保に向けて良い結果が出るように進んでいってほしいと思います。

以上をもちまして、その他案件であります病院事業の外来診療体制の変更についてを終えたいと思います。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

2. 調査事項

<まちづくり新幹線課>

・企業誘致について(継続)

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、調査事項に入っていきたいと思えますけれども、まずはまちづくり新幹線課、企業誘致についてということでございます。これは、継続の調査でございます。事前に資料配付をしておりますので、お目通しはしていることかと思えますけれども、早速資料の説明を求めます。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 皆さん、おはようございます。

まちづくり新幹線課の木村でございます。今常任委員会の調査事項としての企業誘致について、説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

1. 経過でございます。

4月2日に開催された総務・経済常任委員会以降について、説明いたします。

4月3日及び4日に、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合木古内支部及び木古内町内宿泊施設事業者へ案内のうえ、4月11日、町内事業者の支援活性化策等にかかる説明会を開催しております。出席は、ホテル業組合支部役員・事務局2名、木古内町の事業者2業者7名、知内町の事業者1業者1名の計10名でございます。

4月13日、株式会社木古内ホテル企画に対する、町有地の立入許可をしております。

4月17日に、立入終了との報告が入っております。4月17日、産業経済課が事務局である第3回木古内町中小企業・小規模企業基本計画検討委員会を開催して、基本計画の素案について検討しております。

4月20日、事業者2者3名による大手ホテル建設反対署名の追加提出がありました。309筆で、合計で1,625筆となっております。

5月7日、株式会社木古内ホテル企画代表者との打ち合わせを行っております。これは、事業形態や運営方法、収支などを含めた運営事業計画、事業所見取図など事業の関連資料について、いづろ成果として町への提出となるのかを確認させていただいております。

5月14日、第4回木古内町中小企業・小規模企業基本計画検討委員会を開催し、基本計画の成案について検討しております。この際にいただいた意見などを踏まえて、最終的な計画案を策定しております。

5月18日、宿泊施設事業者の協力を得て、事業実施予定の渡島西部4町スポーツ合宿誘致幹事会を開催しております。

2として、木古内町企業振興促進条例及び規則の改正についてです。

(1) 改正の概要として、一つ目が新規常用雇用者数を少なくして、緩和することで、制度利用をしやすいすること。二つ目として、雇用奨励助成金における基準の明確化を行ったこと。三つ目として、規則における様式の修正及び実態に即した添付書類の整理、さらに四つ目として文言、文言の修正を行っております。

(2) として、改正の内容については、別紙1の改正条例案及び別紙2の改正規則案で、後ほど担当より説明いたします。

3として、今後の予定です。

5月25日、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合木古内支部総会において、今回のホテル進出案件に関する経過、町の対応方針などについて説明いただきたいとの要請がありましたので、対応する予定でございます。

内容につきましては、町外のお客様からの目線ということで、平成23年、新幹線開業に向けてのモニターツアーでのアンケート状況、あるいは平成28年・29年実施の観光地魅力創造事業におけるアンケート調査結果などで、ホテルの設備について指摘があったことや、企業誘致へ向けての取組経過として平成26年、町の方針としてのホテル誘致について、町内事業者と議会の常任委員会へ説明して、位置付けたこと。あるいは平成28年、木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、地の利を活かした企業誘致の推進を図ることなどについて説明したいと思っております。

また、町が把握しているホテル進出案件についての施設概要や町の企業振興支援策についても説明したいと思っております。

6月4日、松前町において、渡島西部4町スポーツ合宿誘致協議会が開催されるため、

協議会員である大野副町長が出席し、専門家の中から任命する制度である検討委員の選定についてや、今年度から2年間実施のモデル事業について協議する予定です。

6月19日・20日の町議会第2回定例会を経て、条例改正ののち、7月の1か月間を周知期間とみて、町政広報や商工事業者対象の説明会を開催する予定です。これについては、中小規模企業振興計画・振興事業の説明と合わせて行う想定をしております。

また、町議会の定例会前に今回のホテル進出案件を含めて、事業所の指定申請事案があった場合については、制度にかかる助成金相当額にかかる予算補正など、所要の措置を講じてまいりたいと思っています。以上です。

平野委員長 畑中主査。

畑中主査 まちづくり新幹線課新幹線振興室、畑中です。

私のほうからは、このたびの木古内町企業振興促進条例及び規則の改正について、内容のご説明をさせていただきます。

まずはじめに、条例改正案となります。資料の2ページ、別紙1となります。

このうち3ページ目、第2条・第5号、増設に関する記載と第6号、移転に関する記載を条例全体の標記と統一するために、順番の入れ替えを行ってございます。

続きまして、5ページの別表となります。

こちらにつきましては、以前よりご説明させていただいておりましたとおり、事業所用地取得助成金、事業所建設助成金、事業所賃貸支援助成金、町有地無償貸付におきます、交付及び貸し付けの条件であります、新規常用雇用者数について、3人を2人に変更いたします。

また、事業所更新助成金につきましては、新規常用雇用者数が3人以上で1,000万円、2人以下で200万円を上限としておりましたが、1人以上で上限を1,000万円に変更いたします。

これらの変更は、これまでに相談のありました町内事業者より、新規雇用がなかなか難しい状況の中で、この条件では制度を利用しづらいと言ったご意見をいただいておりますので、条件を緩和させていただくものです。

また、雇用奨励助成金につきましては、現行では対象の基準がわかりづらいことから文言の整理を行いまして、雇用前の年度を基準年と定めまして、雇用後の年度と雇用者数の比較をして確認するといったものを明記する内容となっております。

続きまして、資料の7ページ、別紙2になります。

木古内町企業振興促進条例施行規則の改正になります。

一つは第5条、事業開始届になります。こちらは、事業者が事業開始時に各種諸手続き等が必要になると大変複雑な状況となることから、現在の事業を開始した日から7日以内という表記を事業を開始した日以降、速やかに修正するものです。

また、雇用奨励助成金、外国人技能実習生受入助成金につきましては、受け入れた実績に基づき助成するものとなりますので、事業開始届にそぐわないことから、ただし雇用奨励助成金及び外国人技能実習生受入助成金を除くといったものを追加するものであります。

9ページ以降は、別記様式の修正となります。

資料の9ページから11ページにかけまして、別記様式第1号に関する修正となります。

こちらにつきましては、文言の整備のほか特に11ページにおきましては、添付書類につ

いて記載してございます。

添付書類につきましては、事業所用地取得助成金や雇用奨励助成金など各項目ごとに必要な書類をまとめてございます。

また、本制度の条件となります新規常用雇用に関する部分におきましては、指定申請を行う段階において、まだ営業前のため新規雇用をしていない場合が想定されることから、新規雇用を確約する誓約書、または雇用済みの場合は新規雇用した者と交わした雇用契約書の写しと修正してございます。この部分に関しましては、指定決定を受けたあとに助成金交付申請書を改めて提出することから、その際に新規雇用を確認するものいたします。

また、雇用奨励助成金につきましては、新規常用雇用を確認するための書類として、賃金台帳の写しや常用雇用者名簿というものを追加してございます。

また、町有地無償貸付におきましては、町の土地を無償で貸し付けることから、貸し付けを希望する事業所が町有地で行う予定であります事業内容を確認するため、事業形態や運営方法、投資内容などが確認できます運営計画の提出を追加してございます。

これ以外の別記様式につきましては、文言の整備を行うものとなっております。

以上で説明を終わります。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 ただいま担当のほうから条例及び規則の改正案について、説明させていただきました。現在、法制担当と最終調整を行っております。成文、文を整える最中でございますので、最終の提案につきましては、若干変わることがあることをご了承いただきたいと思います。以上です。

平野委員長 それでは、説明・補足も含めて終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 今回の条例改正、数字を見ればいろんな条件の緩和策だというふうに思っています。このことによって、どのくらいの新規の事業者がこの条例に該当するのかという部分、たぶんそういう部分も踏まえてこの改正をしたのだろうというふうに思うのですよね。

ですから、行政側とすればどのくらい、いま例えば雇用の条件が3名だったから該当にならなかった。だけれども2名であれば、あるいはそのものによって1名によって、いままでクリアできなかった部分が対象になるということなのか。どのくらいの件数を予定しているか。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 まず、実績のほうからご説明したいと思います。

これは、決算の中でも説明していることと思えますけれども、平成28年度については、3件の案件で320万円助成しています。29年度については、4件の案件で1,280万円ということで、基金は2億円を積み立てしましたので、1億8,000万円強がまだ残として残っているというような状況でございます。

この中で、具体的な数字というのは、私にもきちんと引き継ぎされていませんけれども、この申請の中で新規常用雇用者数3名によって、なかなかそこまでいかないという意見が複数あったということは確認されていますし、前回、常任委員会でも議員のかたから正規雇用のみならず、非正規も含めて対象にすべきではないかと。そのくらい雇用状況として

は厳しいという意見が出されておりますので、それらも勘案していきたいというふうに思っています。

この緩和によってどの程度増えるのかというのは、なかなか行政としても想定しづらいものがあります。しかし、いままで以上の制度の活用というのは、間違いなくあるだろうということで、これは今後の説明会などを含めた中で、事業者に丁寧に説明していった中で、活用していただきたいというふうに思っています。以上です。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

ただいま木村課長のほうから、非正規雇用に関してもという答弁をいただきました。前回、私もこちら質問をさせていただいていまして、やはり我が町の経済の状況という部分では、やはり非正規雇用が各事業所を支えているという事実、周知のことかと思っておりますけれども、いま一度何とかそちらのほう整えていただければなと思っております。

そこで1ページ目、企業誘致について、1点だけ確認をさせてください。

1の経過、4月20日です。反対署名が309筆追加で、こちら2者3名とおっしゃいましたか、出されたということですがけれども、これで1,625筆になりました。この1,625筆の反対署名ということで、行政サイドとして担当課としてよりももちろん町長、副町長含めて、行政側としてどのように考えて、重くは受け止めているとは思っておりますけれども、どのようにいまのところ考えて、今後どのように対応されるのかなど。現時点でもし決まっていることがあれば、お教えいただければと思います。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまのご質問について、お答えをいたします。

4月2日の常任委員会の際にご説明申し上げましたとおり、受け止め方については4月2日と変わっていないということで、ご理解をお願いいたします。

平野委員長 受け止め方としては、いま鈴木委員も確認したように、この数については大変重く受け止めていると。2日の際も各委員から出たとおり、町としての調和する姿勢をきちんとするべきだと、その時確か町長いたと思うのですけれども。その後については、そのことに対する動きというのは何かあったのでしょうか。まだこの中小企業のこれから協議する振興策ですか、それを出すというのが一つ。プラス、我々としては反対されているかたへの真摯たる説明を継続していただきたいということを伝えたのですけれども、特に動きはなかったということによろしいのですか。その確認、答えてもらえますか。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 町としては、追加署名の有無に関わらず、一時的にそういう声があったということをごきちんと受け止めた中で、この間対応させていただいております。

その一つがこのまちづくり新幹線課所管の企業振興促進条例制度の改正でありますし、あるいは今後説明する産業経済課の町内事業者向けの支援策ということですか。これを丁寧に説明していった中で活用していただいて、町内事業者がより活性化するように対応していただくように行政としても対応していきたいというふうに思っています。以上です。

平野委員長 以前から確認なのでございますけれども、いま最後の今後の予定の中で、木村課長が申請が上がれば速やかに予算措置をするというように聞いて取れたのですけれども、それ

は企業誘致の先ほど言ったホテル企画のかたの申請が上がり次第、すぐ予算措置をするというふうに聞こえたのです。まずその確認と以前、この反対されているかたへの対応として、中小企業への振興策を出すのがまず答えだと。それ以降でなければ、企業誘致の部分は進められないというような話をされていたと思うのですけれども、その時系列というか順序というのは、いま反対されているかたへ中小企業のこの振興策を示す前に、ホテルの申請が上げればそれは対応するという事になったのですか。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 現在ありますこの企業振興促進条例については、現行存在しておりますので、これに則って事業者がどのような対応をしていくかということだと思います。それに対して町としては、制度に則って対応するという事でございます。

さらに、ご理解いただいていると思いますけれども、行政におきましては、標準処理期間というものがございますから、それに則ってその期間内に制度がある中で、対応していくということでございます。

一方で、いま委員長がおっしゃったように、中小企業・小規模企業計画については、これは6月の議会で関連予算も含めて提案する予定でございますから、そのあとの対応になるかと思えます。先ほど言ったように、現行の振興促進条例、振興促進事業における事業者側からの指定申請。今回の案件に限らず、ほかの者も含めてあった場合については、その6月の定例会の前になるか後ろになるかというのは、これは相手方の時期によって変わってくると思えますので、そのような対応をしていきたいということなんです。以上です。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 10 時 57 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を受けます。

鈴木委員。

鈴木委員 先ほど休憩前に副町長からご答弁いただきまして、ありがとうございます。そちらの4月2日のご答弁と同じということで、理解はいたしました。

その中で、シンプルに質問させていただきますと、反対署名のかたの数が例えば3分の1、有権者の3分の1だった場合と2分の1だった場合。ちょっと数1,600超えてきているので、その部分で以前とは違ったご答弁がいただけるのかなと思って私、質問をさせていただいたのですけれども、数は一切関係ないということなのですかね。行政側の姿勢と考え方としては、4月2日のご答弁のように、このまま例えばですけれども、署名の数が増えていっても2分の1以上超えていっても、変わらずそのままの姿勢で対応されるということでしょうか。ちょっとこちら確認したいです。

平野委員長 副町長。

大野副町長 署名につきましては、以前も話をさせていただきましたように、住民の皆さんがホテルのあるいは旅館の経営に対して心配をされている。そしてまた、その事業者さん、これまでやってこられた方々への信頼を寄せて署名をされているというふうに受け止

めておりますので、そこについては何ら変わるものではございません。

ただ、2分の1、3分の1という言い方になりますと、これは法定事項としてやっている署名ではないというふうに受け止めておりますので、数が多いということに対する思いは、これは強く持っていますが、制度的法的な解釈ということについてはないのかなというふうに思っております。以上です。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 理解できました。反対署名という位置づけのものであれば、数はさほど行政としては気に留めるところではないということでのいいのですよね。すみません、もう一度。

平野委員長 副町長。

大野副町長 重たく受け止めているということについては、強く思っております。追加で署名をいただいたわけですから、強くそのことについては受け止めております。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 2月の常任委員会、3月の定例会含めて、ホテル企業誘致の関係については、議論してきたわけです。この部分、我々とすれば一番やはり危惧するところは、いま前段でも若干議論されていますけれども、やはり既存の事業者が経営が成り立たなくなるというそういう心配等々を踏まえて、反対行動というかそれにいま踏み切っているというふうに思っています。ですから、何遍もこの前の第1回常任委員会の中でも町長にも、この部分については町長の仕事ですよ、あくまでもやはり二分するようなことのないようにしてもらわなければ議会だって例えば議案として上がっても「はい、そうですか」というわけにはいかないよということは、何度も繰り返ししているところでありますから。ただちょっといま話を聞いていけば、6月の定例会には中小企業・小規模企業振興条例、これが具体的な部分として数字を含めた部分で提案があるとこれはこれで私は良いと思うのです。

ただ、1ページのこの経過を見る中で、4月の11日に町内事業者へ支援活性化策等について説明をしたと。これは、あくまでもこのあと説明がある中小企業との関係の説明だというふうにちょっと受け止めたのですけれども、そうではないのかどうなのか。そうだとすれば、まずそこどうだったか。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 4月11日の説明会におきましては、4月2日の総務・経済常任委員会でご説明申し上げたことと、ほぼ同様のものを説明しております。

一つ目に、中小企業・小規模企業振興計画の素案について。二つ目に、木古内町企業振興促進事業について、これは条例の改正も含めての説明ということでございます。三つ目について、中小企業振興融資事業として、利子補給事業・信用保証料の補給事業。四つ目として、渡島西部4町スポーツ合宿誘致事業について。五つ目として、はこだて和牛ブランド化推進事業について、それぞれ継続、既存のものも含めてなのですけれども、説明した上でぜひ活用していただきたいということも合わせてお願いしております。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 この説明会の例えば先ほどの説明の中では、参集範囲というか宿泊事業者、町内・町外含めた部分に声をかけたという、何かちょっと違うのかなという。我が町の中小企業の振興策だろうというふうに思うのですけれども、その辺の関係が本当にどうだった

のかなと。

それと、4月13日のホテル企画に町有地の立入の許可をした。何か我々からすれば、あまりにも段取りというか事前の打ち合わせがあって、許可をした午後からもう立入、ボーリングをしているというこういう事態が住民のやはりそういういろんな疑念案件的なものが出てくるのですよ。13日許可をして、14日にボーリングに入ったというならいいのだけれども、確かに函館から来れば朝に連絡をすれば、午後から間に合う。それは物理的に間に合うけれども、やはりその辺もこういう反対運動が起きているという実態の中で、やはり行政側ももう事前に13日に許可するから段取りしなさいと言わんばかりのその行動だったのかなというふうに、私達やはり何名かのかたからも「いつ、どうしたのだ」という問い合わせ等もあるというそういう実態を踏まえれば、やはりその辺の手続き・作業についても時系列も大事だろうというふうに思うのですよね。この辺というのは、実態はどうか。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 まず、4月11日の説明会についての経過を私のほうから述べさせていただきます。

これは、4月2日の総務・経済常任委員会の中で説明したものについて、その際に反対するあるいはホテル進出について、危惧される事業者について、きちんと説明をした中で、進めていくべきではないのかと。具体的にはどうするかということで、これは委員会のあとの議論も含めてと私は伺っていますけれども、それについてはこれらの支援策も含めて、説明会を開催すべきだというふうに私は理事者のほうから賜っております。それを受けて、まず町内で宿泊施設を運営している事業者の皆さん、それとこの現在まで陳情書を提出してまいりました、先ほど来言っております北海道ホテル旅館同業組合木古内支部の役員の皆さん。これは木古内から松前までですから、木古内から松前までの事業者で構成していますので、この役員の皆さんにもできれば同席していただきたいということで、案内申し上げた次第です。役員の皆さんと木古内町の事業者の皆さんが参集していただきましたので、そこで説明をしたということで、私どもにつきましては宿泊事業者も含めて、町内の事業者のかたにできる限りのそういう支援策をしていきたいということで、それはまだ成案ではなかったのですけれども、こういう方向で進めていきたいということで、説明させていただきました。以上です。

平野委員長 そのあとの13日の経過についても聞いていると思う。

副町長。

大野副町長 申請がございましたので、審査をして申請の確か翌日だったと思いますけれども、翌日に許可を出したということでございます。

竹田委員が推論でおっしゃっておりますけれども、我々としては申請が上がってきたものについて審査をし、許可を出したということでございますので、そういった背景については、お考えになるのはご自由なのですけれども、私どもそれをぶつけられても答える術がないというのが現状です。以上です。

平野委員長 補足ありますか。

副町長。

大野副町長 謝っております。3月30日付けで申請をいただいております、審査をし

ながら、そしてまた事業者への説明会など行った上で、許可を出したということでございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 推測の中で先ほど発言をしましたがけれども、そうではないということで理解をするけれども、あまりにもやはり段取りが良すぎるという部分で、ちょっと質問をした次第です。

それから、4月11日の支援策等についての説明。この部分について、確かにいろんな宿泊事業者に対する支援策の説明も大事だと思います。私達がいままでずっと今日まで訴えてきたのは、この宿泊業者とのコミュニケーション、何をやはり不安視しているかという事業者の声を聞いて、それを受けているんなことが行政として支援者としてできるかという部分のその前段のコミュニケーションがないということについては、非常にやはり我々とすれば不満です。ただ、制度的に何回か中小企業・小規模企業基本計画の検討委員会、4回やっていますからこの間で、たぶんこれ庁舎含めた商工会等のスタッフが入っての検討委員会だと思うのです。それを検討会をやるにしても、例えば宿泊業者さんの声というのは、全くこれに反映されているのかどうなのか。やはりここ一番大事なところだと思うのですけれども、その辺の経過含めた部分というのはどうなのですか。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 先ほど説明しましたとおり、説明会の開催については、文書をお持ちして、それぞれ一軒ずつ回らせていただきました。4月の3日と4日に。その際には、様々なご意見をいただいております。

また、その4月の11日の説明会、4月20日の追加署名提出の際の意見交換の中でも様々な意見をいただいております。支援策だけではなくて、行政への手順・手続きへの不平不満など含めたものもあるのですけれども、支援策などにつきましては、若干の遅れとかという意見もありましたが、それらの意見を踏まえた中で、産業経済課のほうに打合せの中でお返しして、この計画の策定に折り込んでいったということでございます。以上です。

平野委員長 ほか。

副町長。

大野副町長 ただいま竹田委員からご質問のあった件についてなのですけれども、同業組合さんが反対の要望書をお持ちになった際に、地元事業者への支援措置を講じてくださいというのがございました。これは、前回の委員会の時にもお知らせをしています。

また、地元の事業者さんからの要望書をいただいた際にも、いろいろ議論をさせていただいて、その中でペーパーにも書いているのですけれども、2日目の地元の宿泊関係事業者と一緒に発展できるよう進めたいということをお知らせして、支援策や活性化策を取りまとめますので、取りまとめ次第、説明をしたいというふうには私どもからは発言をしておりますので、それを進めたということでございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 一定程度理解をしますけれども、その支援策を示して、ある程度いまの宿泊業者が概ね良かれというか、若干不満足な部分もあるけれども、概ね了解したというところに至っているのかどうなのかという、行政側の受け止めとして。

それと副町長、いろんなこれから港団地の建て替え等もありますし、このボーリング調

査。これは、建設工事の一環だろうと思って我々そういう受け止めをしていたのですけれども、その辺の解釈と言いますかそれはどう受け止めているか。

平野委員長 副町長。

大野副町長 じゃあまず、ボーリング調査から。ボーリング調査につきましては、ホテル企画が単独で行うということで、今回のホテルを建設する事業の中にはいれませんか。言ってみれば、自前でやりますということですので、総体的には工事の中には入っていないということで理解をしていただいて結構です。

それと、11日の説明会の際に、小規模企業・中小企業ということで、支援策上限額300万円、2分の1で事業費総体が600万円までで、5年間で実施ができますとこういうような説明をしたわけですが、それぞれの事業者さんがこれまで経営をはじめるときに、支援を受けたことはないわけですから、今回の策については遅かったですねと。そういう支援の考えがあるのであれば、もっと以前からなぜ取り組んでいただけなかったのかなというようなそんなそういった視点での意見はいただきました。ただそこは、昨年、中小企業の法改正の中で、全国的に動き出したのが昨年度ですので、これは1年早くやらなければならなかったのですが、遅かったということではご指摘のとおりなのかなというところでございます。全国の自治体の中では昨年、この支援計画の中で実現している自治体もありましたので、ただ我々としては検討委員会を組織の上、実態に合ったと言いますか地域に合った制度を作っていきたいという思いの中で、時間をかけさせていただいたということでは、そういう理解をしていただけたのかなというふうには思っています。

また、使うことについては、これから検討していただけるものというふうにそれぞれの参加した事業者さんが使っていただくことについては、検討していただけるものというふうに理解をしております。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 これから制度を検討していただけるという感触だというふうに理解しました。

副町長、今回のボーリング調査はホテル建設含めて民間さんがやるわけだから、町は関知しませんという部分に聞こえるのですけれども、ただやはり町が多額の投資というか制度に乗った部分で投資をする。それは一般、民間だろうがやはり町の手順に乗った部分で、私はやるべきでないのかなというふうに個人的に思うのですよね。その辺というのは、民間だから言い方は悪いけれども、何でもあり。行政が施工するのであれば当然、確認申請は個人だろうが、公だろうが当然出ますし、ただこのほかに議論されていないのが、例えばあそこは場所的には都市計からすれば商業地域ですよね。開発行為の部分がどうなっているとか、そういう部分もやはり行政としてきちんとそういうものを整理した上で、物事を進めなければならないというふうに私は思うのですよね。ですから、確かにボーリングを先にやってしまった、町の予算計上もないままに先行してやったのだから当然、これはもうホテル企画が単独で単費で負担するしかないというふうになっただろうと思うのだけれども、やはりその辺の行政指導として、これは単独でやればいからそれは費用負担はホテル企画で持ちなさい。あとの建物、本当に本館になる部分だけは補助対象となりますという何かその辺も私達やはり建築の技術的な部分は素人ですけれども、本当にどうなのかというそういう心配をするのですよね。その辺について、副町長は指名委員会のトップでもありますし、やはりいろんな企業へ対する指導等もする立場にある中で、

これだけは別ですよという扱いというのはどうなのでしょう、その辺考え含めて。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの竹田委員のご質問ですけれども、町は企業誘致用地ということで指定をして、公表をして公示をしているわけでございます。そこに至るまでの間には、法的規制はクリアしているというふうにご理解をいただきたいと思います。まずは、都市計画法等についてです。

それと、公示している以上、町が関与をしないということにはなりません。全く民間に勝手にやらせるなんていう発想はございません。しっかりと申請をしていただいて、協議をした上でということでございます。

今回の案件につきましては、企業誘致に関しての企業振興促進条例の適用になるかどうかというところの決定がされていない中で、申請をするにあたって工事費を確定したい、工事の内容を整理したい、こういうことでございますので、それについては土地の使用について協力をするというのは、これは公示している以上、我々がやる行為でございます。

ただ、申請を受けて決定しているわけではございませんので、その中で町が支援をしますよということにはなりませんので、そこは企業努力と言いますか企業側でやっていただきたいという話をし、整理をしたということでございます。

平野委員長 ほか。

相澤委員。

相澤委員 相澤です。

前に戻して申し訳ないのですが、先ほど鈴木委員の質問の中で、反対署名の筆数が増えても重く受け止めるのみという形で、副町長はお話していたかと思うのですが、何らかの説明なりそれらこの 1,600 超える人達に何らかのもの、説明する機会を持たなければならないのではないかなと思うのです。選挙人名簿からいっても 4 割を超えています。その人達に何も説明もなしに進めていくというのは、ちょっと無理というか強引じゃないかと思われるところもあるのですが、その辺について見解をお願いしたいのですが。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 いま相澤委員がおっしゃっているのは、例えば町民説明会を開催すべきだということでしょうか。

それにつきましては、危惧される事業者の方々から、そのような声は出されております。

町としては、開催してこの町の企業誘致などに対する経過・姿勢、あるいは今回の事案の様々な意見に対しての町の考え方を説明する機会だと捉えております。

一方で、この開催した場合、参集人数についてどのくらいになるのかといういささかの疑義も持っているところです。さらに、この相反する利害関係者が参集した場合、参集する可能性もありますから、その場合その場、あるいはそのあとにおいて、対立が先鋭化する可能性が高いというふうにも想定しております。それら踏まえた中で、現在は開催の考えというのはありません。したがって、議会に対して丁寧な説明をする中で、町民に対しての説明に代えていきたいというふうに思っています。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 先ほど副町長から答弁をもらいましたけれども、都市計の例えば開発行為の必

要性どころというのは、うちのメンバーでも都市計の委員がいますよね。その中で、そういう報告も都市計の審議委員会、それらも開催をしていないということなのか、開発行為の必要性がないのかどうなのか。都市計の変更等がもしあるとすれば当然、審議会を開催をして、審議会を開催されれば我々にも報告がくるのだけれども、その辺というのはどうなのですか。ちょっと確認だけ。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 30 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

大野副町長 ただいま竹田委員からご質問のありました、都市計画区域内の商業地域という指定でございますので、特定開発行為という関係には、都市計画法上では該当はしないと。また、商業地域ですので、建物のホテルの建設については、新たな変更も生じず建設ができるということでご理解をいただきたいと思います。

平野委員長 ほか。

毎回、話されるのが反対されているかたの調和ということで、前回は常任委員会の中で町長が出た中で出た発言が、なかなか説明をしても反対する、こちらは説明する平行線という言葉がありました。その平行線をいかに交われる努力をしているかだと思うのですよね。これは、やはり首長の行動一つだと思うのです。そこを委員会として求めているのですけれども、なかなか行動というか成果に見えない現実があるので、このような竹田委員から同様の質問が数多く出るのです。

また、事務方としては以前から言っているように、中小企業への支援策が反対しているかたへの応援なので、これをまずまとめることがという言葉が出ていますけれども、先ほど休憩の中でちょっと話されていた時期なのですけれども、やはり本来であれば別に宿泊のかた特定の支援策ではないですから、全体の商工業者のかたに説明会が必要なのですけれども、現状を考えるとこの4月11日、あるいはこのあとに5月25日にもこの中小企業の説明をすると思うのです。それはいいのですけれども、実際このあとの調査もしますけれども、6月の定例会でおるかどうかわかりませんよね。わかりません。その中で、ホテル企画の申請が同時に上がってきて、案件に定例会でなるということはまずいと思うのですね。ですので、その辺の順番をちょっと考えていただきたいと思います。私個人の意見といたしましては、それでなければ副町長がしっかりとこの支援策を出す、それが答えだということと順序が変わってくると思うのですよね。

副町長。

大野副町長 ただいまのご指摘に対しましては、同時提案という手法の前に、ホテル企画のほうの動きで変更があれば、また常任委員会を開いていただいて、議員の皆さんに説明をした上で、次のスケジュールということで、決めてまいりたいというふうに思っておりますので、いままで私が6月定例会後という発言をしておりますが、いまの常任委員会で

説明をしていくということを捉えますと、その発言は撤回をさせていただいて、常任委員会での説明をしていく中で、理解をいただきながら進めてまいりたいということで。それは、ホテル企画のほうから出てくる経営計画書なるものがいつになるかというのは、おおよその話は承っていますけれども、まだ手元にない状況で、それを今度は議員の皆さんに例えばの話ですが、いくらくらいの料金で宿泊を予定しているとかそういう話ができるかと思しますので、そういった中身の話をした上で、スケジュールを決めていきたいというふうに思しますので、そのようにお願いいたします。

平野委員長 ほかありますか。

又地委員。

又地委員 先ほど副町長のほうから、反対運動がありましたというそのあとのほうで、地元事業者に対していろいろ中小企業・小規模企業振興計画だとかと話をしたと、お会いしていろいろ話しましたよと。その根底にあったのは、ホテル建設を反対をしていた人方の中に、宿泊事業者も含まれていたという理解でいいのですよね。いいですよね。先ほど地元事業者の中には、宿泊事業者も含まれておりましたと。その人方の中から地元の中小企業事業者に対しての支援策等々もいろいろ検討していただければ大変ありがたいというような話が出たので、いろいろ検討した結果、6月にいま議案として出してこようとしている中小企業・小規模企業の振興条例と言いますか、それを出しますよというような流れなのですよということは、そういうふうにとっていいのですよね。これなぜ私がこのことを聞くかということ、例えばホテル建設に反対している人方に、この条例をあるいは振興基本計画を示して、そうしたら反対を止めますということにならないと思うのです、たぶん。なれば大したいい。だけれども、そういくのかどうかという部分がすごく疑問なのです。これは例えば私、助成金を出しますよと。そして、助成金を受けながらあるいは利息を補給していただきながら、改築するとするかい例えば。客室にトイレ、バスがあるように改築する。お金がかかる。お金がかかるといまホテル企画さんがしているようなものを建てるのであれば、料金を上げないとだめなのだこれ。既存の人方の料金を。そうすると、どっこいどっこいになってしまうよね。ホテル企画さんが計画している部分。料金の話がチラッと出たから私は言うのだけれども。そうすると、お互いに何もメリットも何もなくなるだろうと。ということは、ホテル企画さんのほうは朝飯だけだよと、それも軽食ですよと。だけれども、いま地元の人方は例えば2食なのか3食なのか提供しながら、比較的長期の人方が利用して宿泊料でと。同じような設備をしてしまうと、お互いに何もメリットもなくなるだろうと私は思うのです。そうした中で、いまこの支援策を条例として上げてくるとしても議会がいろいろ心配しているホテル建設反対の人方が歩み寄ってはたしてくるのだろうかという部分は、すごく疑問なのです私は、考えていると。歩み寄っていただくためには、前から言っている町がどんな例えばいまこれ出しているのは、支援策だけだよ、パッと目に見えるのは。だけれども、そうではないものの既存の宿泊施設の人方に対するPRだとか、いままで以上のPRをこういうふうにしましようとか、お互いに腹を割った中で話をしながらということももっともっと大きく取り上げていいのではないのかなと。そのためには、現在の宿泊施設を持っている人方にもこういう部分は努力してくださいよというものも突きつけてやると。突きつけてやると言えば言い方悪いけれども、例えば朝飯だけですと、ホテル企画は。夕食に関しては、例えばバスで迎えに来

てくれますかだとかそういうようなもっと細かい話し合いをお互いに腹を割って話できるとすれば、もう少し歩み寄りができるのではないのかなとそんなふうに私は思っているのですよ。このまあいって、例えば中小企業云々でこういうあれが助成金がどうです、最大 300 万円がどうですと言ったって、はたして反対している人方と接点がだんだん近くになってくるとは思われないのだよ。200 万円・300 万円例えば助成金もらったからって、例えば現状を見てみると部屋の中にトイレ・バスを設置できるかどうかと。これかなりのお金もかかるのではないのかなというふうにも思っている。そんな中でももう少し、この全中小企業者だけ、いま窓口に行っているのはこの条例の云々というのは、全中小企業者でしょう、相手は。私は、それはそれでいいのですよ。いいのだけれども、既存の宿泊施設の人方だけとの話し合いということも必要ではないのかな。これ大括りで中小企業とやっていて、木古内の事業者全員ですよ。それはそれでいいのだけれども、宿泊施設を持っている主なる人だっただけでなく、その人方との腹を割った話というのを続けるべきではないのかな、副町長どうですか。これおおざっくりいって、絶対私は議会でその二分しないようにといろいろ気を使っているのだけれども、近く歩み寄れるようなこの中身を見れば感じられないな。本来は副町長ばかり出てくるのだけれども、時として町長の本心も聞きたいな。私は、この企業誘致のホテル云々は、これは政策として上げてきた、町長が。政策として上げてきて、そして議会で条例を作った時に、満場一致で議会も同意をしたのです。そういう流れの中で、どんだりこんだり何かやろうとしたら壁ができた。その壁に対して逃げ腰ばかりだ。私は、政策として上げてきたのならやりますよ。やるかわりに例えば反対している人方、主なる宿泊施設を持っている人方とのお互いの直談判をするべきではないのかなと、腹を割った話。それでないと解決の糸口なんて見えないですよ。政策なんだからどどんいけばいいでしょうというくらいの話よりなくなってしまふよ。私達も責任もありますよ。条例に満場一致で同意をしました。そういう責任もあるだけに、何かもっとお互いに知恵を絞りながら、何か向かうことがあるのではないのかなとそんなふうに思っているのだけれども。私は、だからいつの時期かにいろいろ反対運動があると。1,625 名の反対運動もありましたと。だけれども、政策として掲げましたと、議会の同意も得ましたという中で、進めていくという話がないのですいままで。これはおかしいのだ、本来は。そんな形の中で、もう少し当事者間というか宿泊施設を現在経営して苦勞して 30 年間だ、平成元年からだから。苦勞してきた人方の思いを受けながら、やはり行政と実際に営んでいる人方と直接対話をしながら、そのかわり相手にもわかってもらわないとだめだ。1,625 名の反対署名したから、お前達止めろと。そこからちょっと抜け出してもらわないとだめな部分はあるかもしれないね。それでないと今度は線を引かかって、行ったり来たりできないよ。その辺は行政に任せますので。

平野委員長 この中小企業のいま詳細にも入りましたけれども、それはこのあとに調査がありますので、いまやはり再三言っている町がその調和に対する思いの部分についてだと思しますので、その辺ちょっと簡潔に答弁していただきたいと思っておりますけれども、副町長のほうがいいと思っておりますけれども。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 経過をもう一度、説明させていただきます。

4 月 3 日及び 4 日につきましては、危惧されている主たる事業者ということで、町内の

宿泊事業者、個々を回らせていただきました。合わせて、ホテル旅館同業組合の役員の皆様方に報告されたところでございます。その際も意見交換をいたしましたし、4月の11日の説明会の際にも意見交換させていただいて、様々な意見をいただいたということでございます。

それと、4月20日の反対署名の追加の際には、町長が受け取っております。その際に、町長が直接事業者の皆さん方の声を聞いている場があったということで、報告いたします。

以上です。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいま又地委員からご指摘がありました件についてでございますけれども、これまでの常任委員会の中で、どのようなホテル企画という名前がない時代からですが、どのような経営計画になるかというのは、行政が実施をするいわゆる事業主体じゃないものですから、聞きかじりになるのですね。そういう中では、委員の皆さんから詳細について質問をいただいてもお答えできなかったというのが現状でございます。

それを回避できるのは、これからホテル企画のほうから経営計画書なるものが出てくる、あるいは申請に至るといった状況になってくると思っていますので、その経営計画書が出てきた上で、我々行政がしっかりと内容を確認をした上で、議員の皆さんに説明をさせていただきたいという思いでございます。朝ご飯は出しますが夜はないのですよと言ってもそれは確実なのかという質問も出ているように、それがはっきりするのが経営計画書だと私は思っていますので、それが出てきた段階でいまお尋ねの内容については、明らかになってくるものというふうに思っています。そこで町の姿勢もしっかりと出すこととなります。以上です。

平野委員長 このあと調査する中小企業の支援策については、企業誘致と当然関連ありますので、いまの宿泊企業に対してという又地委員から出た質問については、合わせてこのあとの調査の産業経済課の中で、いろいろまた議論を質問があればしていただきたいと思っておりますけれども。

ほかに企業誘致の件で。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 49 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、企業誘致についての質疑ございますか。

因みにですけれども、このあと産業経済課の調査をするにあたって、まちづくり新幹線課の皆さんも同席はされるのですか。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 私が同席する予定です。

平野委員長 関連付くものは、またその時に振る場合もありますので、ご理解ください。

それでは、まちづくり新幹線課新幹線振興室の企業誘致については、終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

<産業経済課>

・木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、午後からは産業経済課の木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画について、調査いたします。こちらも事前に資料配付されておりますので、早速、資料の説明を求めます。

片桐課長。

片桐産業経済課長 産業経済課の片桐でございます。

産業経済課からは、木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画について、また、この計画に絡み、新たな補助金制度の内容等について、ご説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをお開きください。

木古内町中小企業・小規模企業基本計画（案）でございますが、昨年 6 月に木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定いたしました。条例の規定の中で、基本計画の策定が義務づけられておりますことから、木古内商工会役員のかたや各部会、また金融機関もご参画をしていただき、基本計画検討委員会を 4 回開催をし、計画を作成したところです。

それでは、基本計画の内容についてのご説明です。

第 1 章では、振興基本計画策定にあたってでございますけれども、こちらは記載のとおりでございますので、省略をします。

2. 計画の位置づけにつきましては、こちら振興計画を上位計画とし、それを補完する計画として、位置づけております。

3 の中小企業・小規模企業の定義につきましては、表のとおりでございます。

5 ページをお開きください。

ここでは第 2 章としまして、中小企業・小規模企業を取り巻く現状でございます。

1 は、人口と高齢化の将来予測でございます。こちらも記載のとおりでございますので、省略します。

2 は、町の中小企業・小規模企業者数の推移で、こちらも表のとおりでございますので、こちらも省略いたします。

続きまして、7 ページをお開きください。

ここから第 3 章として、中小企業・小規模企業を取り巻く課題でございます。

大型店舗の進出、販売競争、消費者意識の変化など多様化・複雑化に対して、人材・資源・資金・情報が不足しています中小企業・小規模企業は、適正なビジネスプランをつくり、計画的に事業を進めていくことが困難な状況です。

商工会が行いましたアンケート調査では、3 年前に比べ経営が悪化したと回答した事業

者が 50 %に達し、後継者が決まっていな事業者が 70 %にも上り、事業継続に消極的な事業者の実態が明らかになっております。

また、事業の維持継続の意欲があっても資金面で不安を抱えている事業主が多いことがわかりました。以下、大別しまして、三つの課題がございます。

一つ目、事業維持にかかる課題で、商品開発や販路開拓、新サービス市場開拓に苦慮している状況。また、社会経済を取り巻く環境の変化に柔軟な対応ができるよう設備投資への支援や資金調達面でのサポートが求められております。

二つ目は、事業承継にかかる課題で、将来の見通しに悲観的であり、後継者がいない、自分の代で廃業したいと考えている状況。円滑な事業承継は、後継者による新たな事業展開も期待でき、経済の活性化にもつながりますので、相談体制の充実、サポート機関の連携体制の拡充が求められております。

三つ目は、事業創業にかかる課題で、創業時における支援体制の強化が上げられます。

事業化に必要な専門知識・技能を習得する場や経営上のアドバイスが求められます。また、必要な人材や技能者の育成に苦慮している状況でありますので、安定した人材の育成・確保が求められております。

続きまして 8 ページは、第 4 章としまして、中小企業・小規模企業の振興に向けた取組方針と具体策でございます。

1 の現状認識と基本的な考え方ですが、中小企業・小規模企業は、就業機会の提供による地元の雇用や、創業の創出、町の経済に寄与する極めて重要な存在であり、町の経済の好循環のために必要不可欠であります。

一方、人口減少、高齢化、地域経済の低迷等の構造変化に直面をしており、加えて、中小企業・小規模企業が抱える問題として、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足が経営の低迷や廃業に直結しています。このような中、総合的かつ計画的な推進を図るため、条例を制定しており、町や商工会、金融機関などが連携をし、中小企業・小規模企業の振興を図ることが重要であるとしております。

次からは、課題解決への支援策として、事業維持、事業承継、創業支援の具体的な内容となっております。

(1) の事業維持に向けた支援の取組方針については、中小企業・小規模企業の構造変化への潜在的な対応力を最大限に発揮するため、自らの強みを把握した上での需要の創造や掘り起こし、IT のさらなる活用を促進していきます。また、各種特例制度に対応するための計画策定の検討も図ってまいります。

9 ページになりますけれども、地元の魅力発信や交流人口の拡大、町外への販路開拓に向けた取り組みに対する支援を行い、町内経済を好循環させるために地場製品の購入や地元企業の積極的な利用を図るとしております。

次に、具体的な取り組みとして、四つ上げております。こちらは、省略をいたします。

次、(2) の事業承継の円滑化に向けた支援です。

取組方針については、中小企業・小規模企業の経営が継続して行われることが地域経済の発展に不可欠であることから事業承継に取り組みます。

10 ページをお開きください。

事業承継の具体的な取り組みとして、二つ上げております。こちらも省略をいたします。

次に、(3) 創業に向けた支援でございます。

取組方針については、多様な働き方を提供し、生きがいを生み出す中小企業・小規模企業の起業・創業や第二創業を促進します。合わせて、創業支援制度に対応するための計画策定の検討を図るとしております。

創業の具体的な取り組みとして、二つ上げております。こちら省略をします。

続いて 11 ページ、第 5 章として、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項でございます。

中小企業・小規模企業は人口減少等の構造変化の中で、地域で雇用を維持し事業を行うだけでも大変な努力が必要です。この状況を踏まえ、様々な支援機関が中小企業・小規模企業の視点に立って支援に望むことが重要で、このような支援を効果的に行うため、支援体制の構築を目指すとともに、別表に定める具体的な事業の推進を行っていくとしております。

1. 中小企業・小規模企業への配慮としては、特に小規模事業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるべく、特段の配慮を払うこととしております。

2 の手続きの簡素化・施策状況の提供では、補助金申請や検査書類の手続きの簡素化や合理化に努め、利用されやすい環境を作ります。

3 の支援機関の役割では、商工会や金融機関が関係機関等と連携を取りながら、中小企業・小規模企業をしっかりと支援していくこととしております。

なお、12 ページには、課題解決への支援策として想定をされます町の補助制度、その他の関係機関が運用しております支援制度、こちら基本計画の区分ごとにまとめたものでございます。

以上が、木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画の内容となっております。

続いて、12 ページの別表の事業内容の一番上に記載されております、木古内町中小企業・小規模企業者経営改善等支援補助金、こちら今回新たな補助制度として創設するものでございます。

13 ページをお開きください。

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金交付要綱でございます。

こちらは、補助金交付要綱として定めましたが、木古内町補助金交付規則も一部準用しますので、すみません資料の 15 ページをお開きください。こちらのほうで、内容を説明いたします。

1 の目的については、木古内町内の中小企業・小規模企業の経営安定や販路拡大新商品開発などを支援し、中小企業・小規模企業の成長発展、事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図ることとしております。

2. 補助対象事業者は、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者を対象とし、一次産業事業者や風営法第 2 条第 6 項から第 10 項に規定する事業者、木古内町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する事業者を除きます。また、町内に事業所を有する事業者で、個人にあっては町内に住所があること、法人は町内に本店・支店があること、また町税、使用料、その他公課を滞納していないことが対象者の条件としております。

3 の事業期間ですが、補助事業の事業期間は基本計画の見直し時期と合わせ 5 年間を一区切りとさせていただきます、平成 30 年度から平成 34 年度までの時限事業としております。

事業の関係者周知については、7月1日発行の広報誌に第1段を掲載し、事業者向けの説明会を7月中に2回程度開催したいと考えております。ただ、受付開始は事業者の方々に時間的なロスを与えないように町としましては、速やかに運用したいと考えておりますことから、予算措置をもって受付開始とさせていただきたいと思っております。

4. 予算額については、単年度予算額を3,000万円とし、5年間の時限補助として基金を設置し、1億5,000万円を積立したいと考えております。こちら、次回定例会にて補正予算を提案をさせていただきます。

次、5. 補助率及び補助額については、補助率は対象経費の2分の1以内、補助額は下限を10万円、上限額を300万円としております。

6. 補助対象経費及び対象外経費については、後ほど別紙で説明をいたしますので、とばします。

7. の補助金の交付申請については、補助金交付規則の規定により申請を行っていただきますが、16ページの必要な書類については、特に金額の積算等に至る書類については、図面等も含め、追加で求めることがあると思われま。

8. の補助金の交付決定から、17ページの12. 工事完成届までは、補助金交付規則を準用しておりますので、こちらは省略をします。

13. 実績報告ですが、こちらは申請と同じく、金額を確定する上で必要となる書類の追加提出を求めることができるとしております。

18ページをお開きください。

18. 財産処分の制限ですが、こちらは補助金を活用し取得した財産を町の承認を受けないで、補助金の目的に反し使用し、譲渡や貸付、または担保にしてはならないとしております。

19. その他ですが、本補助金については、木古内町企業振興促進条例との併用はできないとしております。木古内町中小企業振興融資条例との併用は可能ですが、補助金を差し引いた自己負担額を融資対象といたします。また、国や道の補助金との併用は可能ですが、この場合、国や道の補助額を対象経費から減額した額を補助対象経費とします。

続いて、19ページをお開きください。

本補助金の対象経費と対象とならない経費について、ご説明いたします。

こちらの表、左側に区分、真ん中が補助対象経費で、右側が補助の対象とならない経費としております。

1番目の区分は、店舗等の改修にかかる経費でございまして、こちら新築を含むこととしております。

対象となる経費については、店舗看板の改修、工場等の衛生、製造、生産強化が図られるガス、水道、排気工事やバリアフリーへの工事など、経営の維持、改善、集客向上が図られる経費。なお、住居兼店舗住宅に係る壁などの改修等については、延床面積に対する店舗面積の割合により積算した経費を対象といたします。また、建物の購入費も対象とします。

一方で、対象とならない経費については、住宅に関係する部分、事務室や従業員専用のトイレなど経営や集客向上に直接結びつかないと認められる改修等の経費、また土地の購入についても対象としておりません。

次に、2番目の区分ですが、設備の更新に係る経費で、こちらは自動車等は除くとして
います。

まず、対象となる経費、ショーケースや冷凍冷蔵庫、エアコンや照明等、また少スペース
の設備等生産販売や集客向上が図られる経費。レジスターや特定業務用のソフトウェア、
防犯カメラの設置や製造生産にかかる特定機材も対象としています。

一方で、対象とならない経費としては、文房具等の事務用品や一般的なパソコン、プリ
ンタなどは汎用性があり、目的外使用になり得るものとして対象としておりません。

また、貸し出し用途に使用するものも対象としておりません。

次に、3番目の区分です。自動車等の導入に係る経費で、こちらは特定業種に限ります。

まず、対象となりますのは、運輸運送業に係る特定車両でハイヤー等になります。次に、
建築、建設業等の特定車両で重機やダンプがこれにあたります。移動販売車や冷凍冷蔵機
能を有する特殊車両も対象です。中古車両の場合は、製造から7年以内の車両を対象とし
ています。標準装備の付属品は、車両の一部とみなし対象としています。車両には、両ド
アに法人名等を印字することを義務付けます。

一方で、対象とならない経費としては、カーナビやリアカメラ等のオプション、手続費
用や自賠責保険、自動車税など一般使用などの汎用性のある車両、軽自動車、普通自動車、
自動二輪などは、自家用との区別がつかないため対象としておりません。また、個人売買
も対象としておりません。

20 ページです。

4番目の区分は、広報宣伝費にかかる経費です。対象となりますのは、のれんやタペス
トリーの作成、宣伝モニュメント等の作成経費、広告掲載料も対象としています。また、
自社ホームページの立ち上げやインターネット販売フォームの作成経費、パンフ・ポスター
の作成経費も対象です。また、展示会や商談会の経費も対象としています。

一方、対象とならない経費としては、広告掲載のないグッズ、名刺や単なるチラシは対
象としておりません。単に、販売目的の物産フェアなどの出店経費も、販路開拓につな
がらないものについては対象としておりません。

5番目の区分、開発及び新技術導入費に係る経費です。対象となりますのは、新商品の
試作品開発に要する原材料、設計デザイン等に関する経費、新規導入により生産向上やコ
ストカットが図られると認められる経費を対象としております。

一方、対象とならない経費としては、開発や試作のためではなく実際に販売する商品
を生産するための原材料の購入、試作目的で購入したものが使い切らなかった分相当額につ
いても対象としておりません。

21 ページには、全般的に対象とならない経費を記載をしております。

以上が、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金の内容となっております。

次に、22 ページをお開きください。

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例について、説明をいたします。

今回、新たな補助制度に関しては、5年間の時限事業として行ってまいりますのに、原
資を基金に積み立て、毎年度基金を崩しながら補助金の予算をしっかりと確保することを
目的に、基金条例を提案させていただきたいと考えております。

第1条の設置の目的については、木古内町における中小企業・小規模企業の振興に関す

る施策を実施するために必要な経費の財源に充てるため、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金を設置するとしております。

第2条は、積み立てに関する条項、第3条は管理に関する条項、第4条は運用益の処理に関する条項となっており、第5条で基金の処分の条項で、基金は木古内町における中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために要する経費に充当する場合、その全部または一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分するとしております。

第6条は繰替運用の規定、第7条は委任規定を定めております。

附則として、この条例は平成30年の6月20日から施行するとしております。

基金条例については、基金積立金 1億5,000万円の補正予算と合わせ、6月19日開会の第2回定例会にて提案をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、23ページです。

木古内町中小企業振興融資条例の一部改正について、説明をいたします。

今回の木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画、並びに木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金を検討した中で、町の融資制度の活用についても、金融懇談会の中で議論を進めてまいりました。その中で、新たな町の補助制度と併用して活用いただくために、融資条件の緩和を目的に一部条例を改正いたします。

2の改正内容は、名称の追加ですので省略いたします。

第9条です。第4号で担保保証人が規定されておりますが、現行では、「原則として担保を必要とする。ただし、確実な連帯保証人2名以内を付することにより担保を免除することができる。」と規定しておりますが、保証協会のほうでは、「融資事業者に対して保証人を必要としないケースもある。」としていることから、「保証協会が担保及び連帯保証人を求める場合のみ付するものとする。」と改めさせていただきますと思います。

こちら、6月19日開会の第2回定例会にて、条例の一部改正を提案をさせていただきます。

次24ページ、こちらは木古内町中小企業信用保証料及び利子補給金の補正予算についてでございます。

今回、木古内町中小企業・小規模企業経営改善支援補助金を運用していく中で、補助金残分については、各事業所で自己財源をご用意いただくこととなりますけれども、設備資金の自己財源分については、この町融資制度を利用されることで、信用保証料利子の2%については、町が負担をします。補助金とこの町融資制度の併用は認められておりますので、補助制度の運用開始により、融資件数の増が見込まれますことから、合わせて信用保証料と利子補給金について、増額補正をお願いをするものです。

町としては、今回の補助制度を活用した新規融資件数を5件で、300万円の補助を受けた場合で積算をし、47万5,000円の保証料と14万2,000円の利子補給金の追加をお願いしたいと考えております。

なお、融資枠の拡大については、金融懇談会の中で金融機関には了解をいただいております。

こちら、6月19日開会の第2回定例会にて、補正予算を提案をさせていただきます。

以上、資料の説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりました。先ほど来、申し上げますけれども、こちら6月

定例会に上がってくるもので、これまでの常任委員会の流れですと、定例会に上がってくるものの内容の質疑については、金額ベースの部分を省いてということでしたけれども、今回に限っては丸っきり新しく小規模企業の振興計画ですし、金額に関わる詳細の部分についても質疑を許したいと思います。それでは、質疑をお受けします。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

多岐にわたってしまうので、まず一つ質問をさせていただきます。

18 ページです。18 の財産の処分の制限についてでございます。こちらは特に、この条例を運用をしていくにあたって、不正も含めて大変重要な部分になるかと思うので、もしよろしければ具体的な例とか挙げて、追加で説明していただければなと思います。

また、この非常に短い時間でここまで仕上げ、かなり努力されたのかなというのは文章を見ても伝わってきました。特に 11 ページの第 5 章、中小企業・小規模企業の現状もしっかりと把握されて分析されているなという部分は、とても評価すべきだと思います。

あと、各委員からもいろいろ説明があるかと思しますので、私その 18 の財産の処分の制限について、具体的な説明をいただければと思います。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まずこちらで想定していますのは、やはり補助金をいれて整備をしましたものを町のいわゆる承諾をなしにして用途を変更するですとか、あくまでも当初の目的は、こういう事業でこういう整備をしますというようなことで申請を受け付け、そしてまた交付をするわけですが、目的外使用となり得る場合については、このようなケースが想定されますので、こういう場合については、財産の処分と言いますか要は交付しました補助金についての返還を求めるといような形でございます。

また、例えば整備しましたものも含め、あとは購入したもの、こういったものを第三者に貸すと言いますかそういうことでまたお金を取るとかというようなこともこれも想定されますので、こういったことも今回の財産の処分の制限にあたるということで、こういう場合も交付金・補助金の返還を求めるといような形でございます。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。目的どおりの使い道をしてくださいよと、それ以外は認めませんよということですね。わかりました。

あと、耐用年数とか下のほうに書いていますけれども、ものによって様々状況が変わってくるかと思うのですが、その辺りどのように判断基準として考えていらっしゃるのかなというのは、いまのところはどうですか。そこまでは、まだ詰めていないのでしょうか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 耐用年数については、後段に記載しておりますけれども、減価償却資産の耐用年数、これをまずベースにしております。ただ、一概にこれもきちんとしたものでもありませんので、ここは我々審査する側のほうでしっかりとまず確認をさせていただきたいというふうに思っています。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 今回、かなり大幅なというか私はやはり心配するのが木古内町の人口減少、高

高齢者が増えてきているとこういう町の実態。要のやはり財政なのですよね。今回、企業誘致で 2 億円、今回、中小企業で 1 億 5,000 万円、3 億 5,000 万円この企業だとか中小企業に対しての手立てというかそういうあれが出ている。はたしていまの木古内町の実態という中で、人口が減っている高齢者が増えているというそういう町の中で、そこだけに何か特化したようなこの政策だなどというそういう直感します。これからはたぶん、高齢者のための支援だとか施策がいろいろ出てくるだろうなというふうに思っています。

ただやはり、一つには財政という限られた地方交付税を頼っている町として、こういう施策的に考えてきたのは大変素晴らしいことなのだけれども、はたしてこの先財政的な見通し、これから総務課の財政の計画の中でまた議論は出てくるのだけれども、そういう心配が一つ。だから、その辺は心配ないというのかどうなのか。

それで、かなり 2 分の 1 の助成を受けられると、たぶん中小企業にとってはすごいなというふうに。端的に例えば、19 ページの車の導入にしても、例えばハイヤー会社が 1 件だけれども、例えば車の入れ替え・更新、この 5 年間で更新するとなれば、2 分の 1 の補助が受けられる。そして、二つ目の建築業者等の指定車両、重機、例えばショベルの更新、ダンプの更新等あった場合に 2 分の 1、はたして年間その年によっては、3,000 万円では足りなくなるというそういう懸念もあるのかな。端的に先の定例、補正の中で企業振興促進条例に該当して、レンタル・リースで補助を受けたところがある。それは、もう既にレンタルのあれは終わっている。確かどこかで私、聞き逃したかどうかわからないけれども、この条例との中小との重複というかだめだと言ったような気もするのだけれども、だからもしそれが良いとすればレンタルも受けて、中小企業の 2 分の 1 もまた受ければすごいなという思いもちょっとあるものだから、はたしてそれちょっと私聞き逃したのだから、確か重複はだめ。それであれば。だからそういうことからすれば、ただどうしても建築だとかの特定車両と限定しているけれども、これ例えばの話。サンメイトさん何かの例えば仕入れの業務で使っている車だとかもこれ移動販売車ではないですし、車の導入には例えばいま言ったサンメイトさんのああいう車両がこのどこかに該当するのかどうなのかという部分もちょっと。

平野委員長 2 点についてですけれども、先に副町長から。

大野副町長 ただいま、竹田委員からご質問のありました財政状況について、少し視点を変えて話をさせていただきますと現在、町が積立をしている財政調整基金、これについていま財務省のほうで市町村の積立額が多くなっているということで、交付税の減額という方向が示されているというのは、委員の皆さんもご存じかと思います。

それは、用途をきちんと決めていない財源については、財務省のほうでという話なのですが、基金として目的基金と言うことで、積み立てておくことによって、それは将来の町の発展事業に使うのですよということで、別な考え方に成り立ちますので、そういう手法をとっていくというのは大事なことだというふうに思っています。

委員がおっしゃる将来の 10 年後の財政収支計画というのは、昨年度の委員会の中で、町の振興計画の前期の部分について、そして前後期の分について作ってはいるのですが、10 年ということになるとさらにその先を見据えて、いまできているのが 33 年までだったと思いますから、そのあとの分についてどう展開するのかというふうなご質問もいただきました。それで、いま財政担当に指示をしているのは、将来のいまの第 6 次の振興計画が

終わったあとのそれぞれの担当課で抱えている事業です。そういったものについてどの程度、年次ごとに予算が必要になるのかというのを出してくれというそういう指示をしていますので、そこがまとまり次第、10年後の財政収支計画ということで、お見せしようというふうに思っておりますので、現在、そういう作業が進みつつあるということで、ご理解をいただきたいと思えます。

前回、出している財政収支計画の最終年の財調の積立額は、確か3億円だったと思えますので、数字的にはいま1億5,000万円の追加ですから、何とか10年後というところまでは大丈夫だとは思いますが、そこは少し見直しをかけていきますので、時間をいただきたいというふうに思っております。

平野委員長 もう1点、車に関して。

片桐課長。

片桐産業経済課長 先ほどの車の関係です。まずこちらについては、一般の使用と汎用性があるということになりますので、いま竹田委員がおっしゃった車両については、対象外とさせていただいております。いわゆる一般の使用と区別が付かなくなりますので、タクシーですとか建設重機であれば、その業務がきちんと決まっておりますので、そういう決まった業務に関わる車両については対象とさせていただきますが、一般に利用するのと区別が付かない場合ということが想定されますので、こういう場合は対象外とさせていただきます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 だけれども、車が区別が付かないって、それ目的で購入して使っているでしょう。例えば、それは仕入れのあと子どもの送り迎えだとかに使っているというなら別だけれども、あとは店の配達なんかで使っていれば、それ専用車というふうにならないの。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 そこが検討委員会の中でも議論になったのですけれども、やはりいま委員おっしゃったように、いま専用車両と言っても例えば家庭で使う場合もやはりありますので、そういうのが想定されるのであれば、それは対象外ということで整理をしました。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 わかりました。どうせならもっとやはり、範囲を緩和すべきではないの。その辺というのは、やはり。

それと、副町長からもらった答弁、財源。それで、確かに国のほうからは地方交付税、例えば基金というか貯蓄があれば交付税の減額しますという部分を聞いていたのだけれども、ただ我々こういう木古内規模の町村であれば、いま財調14億円くらい。そのくらいだったらペナルティはくわないだろうと、私達はそういう認識でいた。だから副町長から、そうすればいくらでもだめだということは、2億円か3億円程度の財調だったら認めるけれども、それ以外だったら全部あちこちにばらまかななければならないというふうにも聞こえるのだけれども、その辺の許容範囲。例えば、10億円までは許されるということなのかどうなのかという部分。

平野委員長 ちょっと今回の調査事項とはずれた部分だと思うのですけれども、それは答えてもらえますか。

副町長。

大野副町長 皆さんも新聞・マスコミ等でしかあまり情報は入っていないのだというふうに思いますが、おそらく全国町村議長会ですとか全国町村会ですとか、そういうところから情報がこれからも入ってくるというふうに思います。

いま、財務省がやろうとしているのは、各町の財政調整基金の残高です。どの程度あるのかという全国調査がされます。その中で、各町の予算規模ですとかあるいは振興計画の事業内容ですとか、そういったものを全国のものを調査をした上で、いま竹田委員がおっしゃるようないくらか以上はどうかという話につながってくるのです。だから、これはいまこれから調査がされると。私達が最初というかいまいただいている情報では、しっかりと目的基金化をしていけば、そこには爪がかからないとこういうことですから、ですからいまの中小企業・小規模企業振興基金ですとか、あるいは企業振興促進基金ですとか、そういったもので積み立てしておくことのほうが爪はかけられないとこういう認識でありますので、そこをお話させていただきました。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 そのことは、理解しました。私達やはり心配なのは、基金があることによって交付税に爪かかるというそのことだけがやはり避けなければならぬだろうと思っているものですから、そこだけ。

平野委員長 ほか。

手塚委員。

手塚委員 ちょっと聞きたいというか確認したいのですけれども、4 ページの中小企業・小規模企業の定義の中で、この囲みの中で、この数字が全部以下になっている部分。これ例えば以下ということは、ゼロでもいいのか、この人数についてもそういうことなのか。ちょっと腑に落ちないというか、例えば3億円以下となっているけれども、これ3億1,000万円になれば、そうしたら小規模企業とみなさないことになってしまうのか。この辺の数字の表記を仕方を説明願えれば。

平野委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 手塚委員からのご質問なのですけれども、4 ページ目の中小企業・小規模企業の定義で、中小企業の定義となりましては資本金、若しくは出資の総額が常時使用する従業員の数どちらかに該当する場合に、中小企業として定義となります。ですので、例えば出資金が5億円で従業員が500名の企業ですと、中小企業の定義から外れますので、大企業等に該当になります。ですので、またこの小規模企業者につきましては、その中で20人以下若しくはこの5人以下の雇用人数のところの場合は、小規模企業者という位置づけとなるようになってございます。下限は1となりますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 手塚委員。

手塚委員 それであれば例えば、以上にするとかそういう表記にはならないの。5人以下、1人以上とか、何か表記が納得できないような変な数字だなと思うのですけれども。

平野委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 こちらの定義につきましては、中小企業法の定義を用いてございまして、法律にそういうことでございますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 ほかにございせんか。

なければ、私ちょっと委員でこの3回・4回の会議も参加させていただいて、その中で出ていた意見でもあるのですけれども、まず15ページの予算額については、これ総額が1億5,000万円で5年間。これは、毎年の予算額が3,000万円が適正に3,000万円ずつだった場合の5年ということなのですけれども、仮にこれが1年で3,000万円をオーバーした場合どうするのか。あるいは、5年間でこの1億5,000万円に大きく満たなかった場合は、どうなのかという考えがある程度まとまったのかをまず1点お聞きしますので、その辺皆さんにも説明をきちんとしておいたほうがいいと思うのですけれども。先にそのことを。

片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、年間の補助予算額を3,000万円とみておりますが、もちろん基金に積むということもあります。まずは事業者さんが3,000万円を超える要望があれば、そこは町としては前倒しをしてでも要望に応じていくという考え方を持っております。以上です。

平野委員長 ですので、じゃあ仮にオーバーして5,000万円使う場合もありますよ。そうすると、その後どうなるのですかというところの説明まで。例えば5年と言っているけれども、2年で終わるパターンもあるのか、その状況においては追加も考えうるのか。

片桐課長。

片桐産業経済課長 あくまでも当該年度の予算の基準は3,000万円としておりますので、例えば前倒しで年間平成30年度5,000万円使ったとしましても、次年度についてはまずは3,000万円の計上でいきます。もちろんそこで3,000万円に満たない場合も想定されますので、そうすれば基金にまだお金が残りますので、最終的には1億5,000万円が原資としてありますので、そこは5年間の中で全部使い切るという考えはもちろんありませんけれども、ただ前倒しをしながら、そしてまた3,000万円という基準に沿って、あとは要望に応じてそこは計上していくというような形を取りたいと思っています。

平野委員長 だから、単純に1億5,000万円をバツとオーバーしちゃったらどうするのですか。

片桐課長。

片桐産業経済課長 1億5,000万円をあくまでもマックスとしていますので、そこを超えた場合については、もうそこで終わります。

平野委員長 2年でも3年でも終わる可能性があるということですね。早い者勝ちということですね、そうしたら。

それともう1点、18ページのその他でこれも委員会の中で議論されたと思うのですけれども、(1)は企業振興促進条例との併用はできないというのはわかりました。2番については、「融資条例とは併用は可能とする」と。ただ、このあとの文章をこの間の委員会でも話になったと思うのですけれども、融資を受けるかたというのは、当然ながら今回のこの条例に基づいた設備投資、プラス設備投資だけの融資ということに限らないのですよね。

当然、銀行さんと話をした時に設備投資でいくら使います、プラス運転資金いくら使いますという借り方をするので。その中で、この自己負担額にかかる融資のみを対象するという区別の仕方というのは、協議した上で再度この文章が記載されているのですか。

平野委員長 福井(弘)主査。

福井(弘)主査 平野委員長のご質問なのですが、金融機関等支店長のほうとご相談をさせ

ていただきまして、委員長が言うとおりに、運転資金あとは設備資金として融資を受けるということがございますということでしたが、相談をしている中でこちらの中小企業の補助金と運転資金とわかるように内訳を付けていただくような形で、私達のほうに申請書を出していただくとかというような形で、そちらの中身を確認しながら併用かどうかというのを確認していきたいと思っております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 1 時 57 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑ございますか。

又地委員。

又地委員 9 ページの具体的な取組の中の④の金融支援とあるのだよね。ここ私、後段のほうの利子や保証料の補給については従来どおりだからいいなと思うのだけれども、「町内金融機関と連携を図り、融資枠の拡充を図る」とあるのです。融資枠の拡充を図るとするのは、町ができるのだろうか。ということは、融資する時にこれ保証会社が窓口になるのだよね。そうなった時に例えば、仮に 500 万円融資したいと言っても認めてもらえない場合と認めてもらえる部分があるだろうという時に、融資枠の拡充を図るために町が関与することができるのかなという部分がちょっと疑問に思ったのですよ。この辺はどういうふうに理解したらいいのかなど。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 24 ページをお開きください。

ここで、うちの融資の関係が出ていますけれども、まず融資枠の拡充については、いま町では 5,500 万円を限度に融資枠を定めています。今回、この補助制度を運用するにあたりまして当然、補助残にかかる部分については、町融資を活用される事業者もいらっしゃるというふうに思いましたので、こちらについてはいまの 5,500 万円の総額の融資枠を増やしていただくように、金融機関のほうにそこは協議をしました。それで、町のほうではこの融資枠の拡充については、一切負担が出てきませんので、金融機関のほうはそれで了解をしていただきましたので、いま 8,500 万円を融資枠の限度として協議をして、ここはお願いをしておりますけれども、金融機関のほうもそこで対応できるというような回答をいただいております。以上です。

平野委員長 ほか。

手塚委員。

手塚委員 15 ページなのですが、補助率及び補助額とありますけれども、2 分の 1 の補助率なのですが、例えばこれ 1,000 万円借りれば 2 分の 1 と言えば 500 万円なのですが、これはあくまでも 300 万円が上限ですよということによろしいですか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 上限は 300 万円としております。

平野委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 ちょっとそぐわないかもしれませんが、この条例が仮にとおると思うのですけれども、そのあとのいわゆる周知方法というか、どんな流れなのかその辺ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず第一段としましては、7月の1日の広報木古内にこの補助制度についてを掲載をいたします。改めてその以降に、町内の事業者さん向けの説明会、この新たな補助制度の具体的な中身の説明会をこちらは2回程度いま開催したいというふうに考えております。これで周知をしたいというふうに思っています。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 流れとすればわかりました。一つは、商工会のこの位置づけなのですけれども、これについてはいわゆるいまの7月以降の業者説明、その中に商工会も入っているというような考えでいいのだろうか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 直接の事業者ではないのですけれども、一応当然商工関係者でございますので、そこはご案内をさせていただきたいと思っています。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 個人的な考えなのですけれども、商工会の位置づけというのは、そもそも案というか提案があったのは、商工会のいろんな流れの中で我々も懇談会の中でもこういう良い制度があるからということで、そういう話は聞いてきたのですけれども。という形になったわけですけれども、商工会のこの文章を見てもいろいろ過去何年間のアンケートをとったり、非常に分析はされているのですよね。されているのだけれども、そのあとのフォローが何となくないのかなど。たまたまこういう良い制度があってやってねということなのだけれども、そういう部分も含めるとやはり商工会の立場も大いに利用されて、行政としてももっともってやはりこういう良い制度を商工会としても大いにPRしてくれと。細かいところ、細部のところまで、我々が例えば行政が動けない部分まで、何とか支援してくださいという部分まで私はそういう必要性はあると思うのです。それがある意味じゃ商工会の役目でもあると思っておりますし、その辺をやはりをタイアップを強化していただいて、満遍なく隅々まで行き渡るような対応でお願いできればなとそんなふうに思います。

平野委員長 ほか。

吉田委員。

吉田委員 鈴木委員とちょっと話をしていたのですけれども、15ページの部分で、補助対象者事業となっていますよね。農業、林業、漁業の第一次産業の事業者及びとなっているのですよ。この部分で、たぶん農協となるといま法人化になった場合ですよね、まず1点。

そして、この場合先ほど説明会をすと言っていましたけれども、たぶん商工会でやっていて、農業、漁業のほうにはどういうふうな説明会を。

平野委員長 除くですよ。いま勘違いしたので、質疑はキャンセルします。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 この4回にわたっての検討委員会、これの議論の中で、この制度を見れば後継

者がいる中小企業は、当然良かったなと良い制度だと思うのです。ただ、この後継者がいない、そして地域によってはあと何年か先、跡継ぎがないから商店なり事業所がなくなる。そういう部分の議論は、どの程度までしたのかどうなのか。全くそういう後継者のいない人は、この検討会の中でも関係のない、あくまでもこの要件に満たす事業者でなければだめよというふうな議論だったのかどうなのか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 検討委員会の中でも事業のいわゆる承継については、いろいろございました。まず、商工会のアンケート調査の中でも後継者がいないと、自分の代で廃業したいというようなご意見が極めて多かったということで、検討委員会の中でもいわゆる事業の継続・継承についても極めて大きな問題であるということは、認識をして議論をしておりましたので、まず後継者のいるところのかただけの議論ということではもちろんありません。ただ、なかなかいわゆる担い手という部分についても、現状が難しいのは実態としてあります。一応、検討委員会の中の議論の中では、事業承継に関して事業者さんのほうから相談があった場合について、まずしっかりとフォローをします。そこは、町だけではなくて商工会も金融機関も一緒に入って、今後どうしていくのかというまずそこをしっかりとサポート体制を確立しましょうという話です。それ以降、必要があればその他専門関係機関がございまして、そちらのほうに町をとおしてご相談するといったようなまずはあくまでもサポートについて、いわゆるソフトの部分ですけれども、そこについてしっかりと支援をしていきたいというような話をしております。

平野委員長 補足じゃないですけども、私も委員の一人だったものですから、例えば商売を継続して後継者がいないですよ。でも継続はしていきたい、でも例えば店を展開するにあたって、使用しているものが壊れてしまったと。お金をかけてまではもう継続できないな、でもこういう支援があれば後継者はいないけれども続けていけるねという声がアンケートとかそういう中でも声が上がっていたのですよ。だから、後継者がいないところでもこの支援を使って、継続についてはやっていた可能性はあるという部分では、そういうところも応援しているのかなという声は実際出ています、現場からは。

ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと私の資料でまだ勉強不足かもしれないですけども、15 ページの先ほど吉田委員からもありました補助対象事業者ということで、この中で農業・林業・漁業と今の時代どんどんどんどん基の仕事だけではなくて、関連した事業によく事業展開するケースも多々見られてくる場合があります。その場合は 10 ページに書いています、新規創業になるのかなと思いついて見えていたけれども、例えばですけども漁業、漁師といえば船ですよ。漁に使わない船、例えば観光遊覧船でしたりとか、あと漁以外の使用目的のものというのはどうなのですかね。今回この中には、車両の中にも含まれていないので。もっぱら漁に使わない船舶について、ちょっとお答えいただければと思います。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず主たる業種がいま委員おっしゃいました、新たな事業展開を例えばするとしても、まず主たる業務がこの 4 ページの中小企業・小規模企業の定義にまずあてはまらなければ、ここでまず対象外となります。

業態を変えて、もし想定されるとすればです。業態を変えて新たな観光事業ですとかを行う場合、それは例えば船舶であってもそれは漁業とはみなさないということがはっきりするのであれば、それは新たな事業展開ということで、新規事業の観点で対象となってくるといふふうに考えます。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、6月定例会でこちら上がってきますので、きょうは質問を逃した部分については、本会議のほうでしてください。

それでは、以上で終わります。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時22分

<建設水道課>

・港団地建替について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続きましては、建設水道課の皆さんに来ていただきまして、港団地建替についての調査でございます。

いま配った1枚ものと合わせて事前に資料を配付しておりますので、早速資料の説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、私のほうから港団地の建替について、ご説明させていただきます。

配付しております資料でございますが、めくっていただきまして、1ページになります。

まず1ページなのですが、主たる構造を決定するための検討比較表になっております。

次に2ページ目なのですが、配置図となっており、次の3ページ・4ページ目が建物の平面図になっております。それと、最後のカラーの5ページ目なのですが、外観のイメージ図ということで、今回の基本設計の時に作ったものでございます。

本日、追加した資料でございますが、図面の配置図ということで、位置的にはニコットさん、消防さんの裏のところにある現港団地の木古内より側のほうに配置する配置図となっております。

それでは、まず1ページの比較表になります。

まず①として、木造平屋建て4棟の分と、②として鉄筋コンクリート造の2階建ての3棟、③として鉄筋コンクリート造5階建ての1棟、この三つの案を比較検討しました。比較項目としまして、まず配置の計画・構造計画・工事費・耐用年数・建物の性能・移転計画、それぞれを総合的に比較した中で、③の鉄筋コンクリートの5階建て1棟を採用することとしております。

下のほうの総合評価欄の記載しているとおりののですが、まず鉄筋コンクリートに関し

ては、耐用年数が木造よりはるかに優れること。

現居住者の仮移転、建物を一つにすることによって、仮移転の負担を最小限にとどめられること。次に、エレベーターの設置により、居住者の生活の移動が容易になること。あと有事の際、津波等になるのですが、高層の建物になりますので、一時避難所となること。

集合住宅になりますので、一つの入口になることにより、雪かきスペース等が小さくなったり、居住者の生活軽減になると。建替により、旧団地の取り壊し等を行うのですが、その残地を今後どういうふうにご利用検討していくかということも考えることができると。

以上のことから、③案の鉄筋コンクリート造 5 階建てにすることで、1 棟に集約することで居住者の生活の負担の軽減、建替による居住者の移動等の軽減が図られることから、採用することとしております。

この採用案を元に配置した図面が 2 枚目になっております。この図面の右側が残地となることにより、将来的に宅地造成等、または企業誘致等も考えられると思うのですが、こういった利用検討できる敷地になることも今後、想定しております。

3 ページになります。

これは、1 階の平面図になっておりまして、左側に集会場を設置しております。残りのほうが 4 部屋の居住スペースとなっております。

4 ページ目は、2 階から 5 階までの平面図でございまして、各 5 部屋づつと。先ほどの 1 階は集会場ということだったのですが、その部分が普通の部屋になるということでございます。

今後のスケジュールとしまして、6 月の初旬、いまの予定では 6 月 6 日ということで予定しておりますが、住民の説明会、あとはその説明会後に実施設計の発注。それをもとに秋に既存の建物の除却工事、本体工事につきましては、平成 31 年度の着手完成ということで予定しております。その後、平成 32 年の第 1 四半期に入居等の事務等を行い、残りの港団地の建物の除却計画を予定しております。

以上、港団地についての報告になります。

平野委員長 説明が終わりました。2 月 2 日の新聞の内容とほぼ同様のあれですけども。質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 これあえて、2 月に第 7 回の総務・経済常任委員会でもらった建設新聞どおりに進めてきたのだということなのだ。私は、やはりいま課長のほうから 6 月の 6 日に住民説明会、これもっと早く基本設計の前になぜ住民公聴会をやらなかったの。高齢者が多くなってきている町、どういう例えば建物がベターなのかという部分について、町長の執行方針の中だって「広く町民の声に耳をかたむける町政をやります」という何で耳をかたむけなかったの。私は、やはりここが根幹というか大事な部分。それでやはり町民の要望も鉄筋の 5 階建て、津波が怖いから 5 階建てにしてくださいと。それで、アキラさんに 5 階の基本設計を発注するというのは、手順でないの。確かにいま 2 ページの総合評価、これは我々もわかるよ。確かに耐久性優れている、鉄骨だもの。木造からみれば遥かに。そして、災害時の避難、雪かき等のスペース、そういうのもなくなるというこの部分は、高齢者に配慮した部分だろうと思うのだけれども。そうしたら、エレベーターを今度 5 階付けなければならないわけだから当然、維持管理費。これやはり住民負担が伴うわけでしょう。

全部エレベーターの維持管理は町が負担しますということなのかどうなのかという部分もきちんとやはり説明をしないとだめだ。

それと、5階建てというのは町の中ではそんなにないわけだ。防災上の問題、火災の問題、そして有事の際の例えば誘導の関係だって、高齢者が増えてきて、電気が止まったらライフラインが止まったらエレベーター使えない、階段で歩行できないと。やはりそういう視点もいろいろな視点から検討した結果、鉄筋コンクリート5階建てに決まりましたと。何か2月のこの建設新聞に出したのと同じく、コピーでないの。検討したと言うけれども、本当に検討したのかい。やはりその辺がどうも心配なのだよね。例えば、検討会の中でもなぜ鉄筋コンクリート2階建てがだめだというふうになったのか。どうもその辺が順序が逆のような気がするのだよね。たぶんこういうふうになってしまえば、先の部分の議論と同じく、もうどんどん先行してしまうのだろうと思うのだけれども、やはりそれこそ福祉都市にふさわしいまちづくりをするという視点からすれば、きょう町長がいないからそういう議論をしてもどうにも。なぜ公聴会だとか町民の声を反映して、最終的にこれこれしましたと。例えば、間取りだって本当にこれ町民の声を聞いたのか、設計屋さんのコンセプトとかそういう中でこういうあれしたのか。町とすれば小西さんもいるわけだから、木古内町とすればこういう間取りしたかった、だけれどもアキラ設計がこういうふうにしてきた。その逆もある。アキラさんがこう設計したけれども、うちのほうの建設課の内部、庁舎内の検討会の中で、こういう間取りにしたのだというところはあるのですか。その辺も含めてちょっと。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず1点目として、住民への説明ということに関してでございますが、まず私ども建設水道課としまして、現居住者への動向調査というものをさせていただいております。その動向調査というものは、まず12月に1回目を行いました。2回目が今月の連休明けから行いました。その動向調査の内容につきましては、まず居住しているかたが住宅に残るか残らないかということと、あといまご質問にもありましたスペース的なこと、あと何が大変なのかということもいろいろお聞きしました。総合的にいろいろ細かい点はあるのですが、やはり現居住者の方々が高齢のかたが多いという部分はやはりありました。

その中で、引っ越ししてまた戻ってこなければいけないのかという質問もいただいておりました。それであれば別な住宅があるのであれば、そのまま戻ってこないという考え方もあるねと。あと、一番大きな問題が家賃になります。この家賃についてもまだ概算ではありますが、説明もさせていただいております。そういった総合的な説明をした上で、今度建物の構造的な部分の検討に私ども入りました。やはり雪かきが一番大変だというのが声としては大きかったです。あと、それとはちょっと別な視点で、これは行政としての考え方になると思うのですが、災害の観点から実際、東日本大震災の関係の津波というものもありました。そういったものも含めた有事のことをどういった範囲で考えていくかということも内部のほうで検討をしました。あと耐用年数、当然鉄筋コンクリートがもつというのは当たり前のことですが、総合的なことも含めた中で、平屋建てではなく2階・3階建てのコンクリートではなく、高層の5階建てということにしました。維持管理費に関しては、エレベーター等も当然付けなければいけませんから、その分は維持管理費としては少し上がりますよということもございました。最終的にこの構造に関しては、鉄筋コンクリー

ト 5 階建てということにしたことに関しては、やはり現居住者の移動に対する負担を軽減できると。例えば、鉄筋コンクリート 2 階建てのものを三つ造ったとすれば、事業年度が 2 年なり 3 年かかって、あるかたは初年度に移動できる。あるかたは、最終年でないと移動できないと。要は、建物がまだできていない中で、順次移動していくということで、大変負担をかけるということもありますので、そういったところで庁舎内で協議して、1 棟の建物にすることによって、移動する軽減ができるというこれが最大のメリットというものもあります。その中で、これは付随して高規格道路が 31 年に開業するというものもありますので、そういった部分でも町の観光的な分野とリンクさせながら、いずれは空き地に関して居住できる宅地ですかそういったことも考えるメリットも今後できてくるのではないかとということで、最終的にはコンクリートの 5 階建てにしたところでございます。

ちょっとダブルなのですが、防災の観点からも例えば地震になった時に、電気が切れるとかそういった部分も出てきます。当然、一時的に停電等が発生することも考えられます。

もしそういった中で、非常電源とかということも考えなければいけない部分もあるかもしれませんが、これからそういった部分は実施設計の中で考えていくことでございますので、またそういったところで説明をする機会があると思いますので、その都度情報のほうは提供していきたいと思っております。以上です。

平野委員長 中身について我が町の独自の部分が設計士さんとの協議の中で取り入れられているのか、竹田委員に言わせれば何か全部任せっきりに見えるのだけれども、その辺についてはどうなのでしょうということについて。

小西主査。

小西主査 基本設計を行っていくにあたって、アキラ建築設計さんのほうと打合せを重ねながら進めてきたのですけれども、住宅の担当としまして、窓口でお客様とお話をさせてもらう機会も多々ございます。

最近の入居の申し込みをされる事例とかをみても、だいぶ単身で高齢のかたというのが申し込みというのが増えてきているのが現状です。港団地にいま実際住まわれているかたでもお子さんがお仕事に就かれて出ていったり、あとはご主人が亡くなってお一人で住まわれていたり、そういうことで単身者のかたの割合というのがだいぶ増えている現状です。

いまの入居者さんのことももちろんですけれども、これからのことも考えまして、単身者の申し込みというのがやはり増えていくのではないのかなということも含めまして、今回、割合的には全部 24 戸のうち 15 戸を 1 LDK、9 戸 2 LDK というふうには今回は設定させていただいております。

あとは高齢者のかたが多いので、標準にはなっているのですけれども、バリアフリー化することとしております。以上です。

平野委員長 そのような協議を重ねてきたということですが。竹田委員、何かありますか。

竹田委員。

竹田委員 いま課長のほうから、港団地に入っているかたを対象には意見を聞いてきたと。

私が言っているのはそういう、確かに主たる対象なのは、いま現状入っているかたが主になる。全町やはり対象になるわけだ。だから、いまの建替した部分の建物は、港団地にいる人でなきゃ入れないという建物ではないかと思っていたものですから。だとすれば、広くやはり意見を聞くというのが筋だろうというふうに思っています。こういうふうに決ま

ってしまえば、なかなかもとへこれから町民の声を聞いて新たにというわけにはたぶんいかないだろうというふうに思っています。ただやはり、本当にいまのこれが例えば、たぶん今度はオール電化でしょうこれ。だから、そしてやはりエレベーター費用もかかる。その辺は町としても大胆な腹括って、家賃設定をするように努力してもらいたい。当面はそれしかないのかなと思っています。あと、なかなかできた図面にここを間仕切りしてとかと我々なかなか意見反映できない部分ですし、最終的には1ページに書いている総合評価、ここでの再三重複するけれども、負担増の部分。防災、この辺は十分やはり加味してもらいたい。当然、5階になれば高層だから水だってポンプアップしてあれしなればならないし、高層の建物ってそういう部分での余分ないろんなものが経費がかかるわけだから、いまは木古内町は多少財源的に余裕があるからこういうこともできるのだなというふうに思います。その辺十分配慮をして、この事業を進めるようにしてください。

平野委員長 いまの発言の中で、何か勘違いとかないですか。オール電化とかはどうなのですか。

構口課長。

構口建設水道課長 まずオール電化という言葉が出ましたが、これから実施設計をやっていく上で、そこら辺の検討も出てきます。いまの段階では、まだ決定ということではございません。竹田委員がご心配をなさるように、例えばオール電化になったと。そういった電気料が当然、個人のほうにもかかってきますので、そこら辺は費用対効果というかコストの面も家賃にちょっと反映されてきますので、そこら辺も総合的に判断していきたいと思っております。

平野委員長 ほか。

福嶋委員。

福嶋委員 私も関心がありまして、結果的には港団地我が町内会の一部ですけれども、非常に例えば2年前に防災計画で防災訓練をやったのですよね。そうしたら、いま200くらいの戸数があるのだけれども、あそこの中でいまだいぶ少なくなりましたけれども、非常に参加率が悪かった。それはなぜかという、例えば津波がきた時に逆方向に向かっていって、出口が一つよりない。真ん中で海のほうに向かって走って逃げなければならないというふうなことも含めて、非常に回り道がないという、避難路がない、避難道路がないと。除雪体制の中でも雪詰まりだと。

もう一つは、私達もずっと歩いて雪詰まりが多くて、非常に何と云うのですかそういう防災の場合の避難場所・避難通路にすごく欠けているというふうなことは感じておりました。だから、2年前にやった時には200戸あった中で、20人より参加しなかった。その内訳を見たらやはりみんな年寄りだから、訓練というあれもありましたけれども、非常に私もいま5階建てとなったら津波対策には避難は大丈夫だろうというふうなこともそれは中の有利な点もあります。ただ、いま現状住んでいる世帯の中身を知ると非常に皆さん年寄りが多くてそんなに裕福な人はいないわけ。それで、いま一気に例えば何倍、いまの家賃の3倍はするでしょう、おそらく。1万円以内であれば3万円近く、2万5,000円から3万円くらいかかるでしょう。そうした時に、かなりの負担分が増える。

それともう一つは、いままで病院の裏でやった住宅のいまの老健のあそこへ移る時に、5年間の傾斜配分の傾斜料金をやりましたね。だから、それに基づいたそういう計画もある

のかどうか含めて。やはり道路が狭い。だから、除雪するにしても車を置く場所がいま中身はちょっとありますけれども、やはり除雪体制の時の朝の車の置き場所がない。そういう点では、やはり将来に向かって道路の幅員、駐車場の管理、駐車場の雪捨ても含めて、そういうのもやはり今後十分考慮してもらいたいなということで、いま尋ねたオール電化も含めて、あまりコストが高くなったらなかなか大変だと。家賃の未納がまた増えるという可能性もあるので、そういう点では十分にいまの現状を考慮してもらいたいというふうに思います。わかる範囲内でお答え願います。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、避難道路についてでございます。現状、国道から一本道で入ってくるというのが現場の状況であります。そういった観点も含めまして、津波の有事に対しては、逃げる場所が海側になってしまうという部分がありますので、高層階が適しているという判断もしたところでございます。

次に、道路の除雪というお話がございました。現道の前面道路は 6 m以上の道路があるのですが、いまの現状が道路に対して直角に建物が建っておりまして、その幅がないということで、除雪車も入れないということで、大変住んでいるかたが除雪を苦労しているというお話を聞いておりました。そういった観点も含めて、集合住宅という中の入口を一つにすることで、除雪の軽減を図ったという考え方もございます。

それと、雪捨て場に関しては、既存の建物を取り壊すことによって、捨てる場所は十分確保されると思います。

あと、家賃の傾斜配分についてでございますが、これは公営住宅法の関係で当然、家賃の傾斜配分ということは、5 年間のことでやることになります。その中で、建物が新しくなることによって家賃が高くなるということが一番大きな問題だと思っていましたので、私どもは動向調査ということで住宅に残るか残らないかとかということの考え方を聞いた中で、6 月にその説明会を踏まえた中で、住民説明会のやったあとにも再度、決定する事項として個々の最終的な個別の考え方を聞いた上で、入居するしないを判断していただければと思っております。以上です。

平野委員長 因みにいま現在住まわれているかたで、単身のかた何名で、複数の人が何名で、そのうちの確定じゃないですけども、動向調査の中では、どのくらいのかたがここに新しいところに移るとい調査内容なのですか。

小西主査。

小西主査 現在の港団地ですけども、平屋建てについては管理戸数が 40 戸となっております。そのうち、入居している世帯は 27 世帯、単身世帯は 27 戸のうち 20 世帯となっております。現在、聞きとり調査を行いました、32 世帯中 23 世帯が建替後も港団地に残りたいということで、課長のほうからも説明がありましたけれども、家賃等の情報も加えながら説明のほうはさせていただいて、23 世帯がいまのところ戻ってきたいということで伺っております。

平野委員長 32 世帯中、先ほど。

小西主査。

小西主査 町民住宅が同敷地内に 10 戸建ってまして、それも合わせまして。

平野委員長 32 世帯中 23、そうしたらこれでもう空きがないのだ。それも踏まえて、再質

問があれば。

新井田委員。

新井田委員 いまちょっと聞きたかったのですけれども、委員長のほうから確認がありましたので。単純に言うと1世帯というか、1戸しか余裕がないと。先ほど単身のかたも結構利用するという見込みも何かおっしゃっていたような気がするのだけれども、いまいまの状況の対応というのは、1戸しかないのか。これから例えば見据えた段階で、まだちょっと設計変更できるのかというような部分と、それと駐車場のスペースありますよね。この駐車場は利用者から駐車料金として、徴収するのですか。この辺の確認をしたい。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 駐車場の料金に関しては、徴収する計画でございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 先ほどの現在の1戸の計画なのだけれども、残っている1戸に関しては、現状の維持でやるのと。もうそれ以上増やさないということですか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 部屋数に関しては、住宅の長寿命化計画の中で、そういった位置づけをまずしております。それは計画ということで進めておりまして、私ども計画どおりどうなのだとすることは当然、不安はありました。ただ、動向調査をした上でこういった結果が出ましたので、この計画どおりいくことで考えております。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 わかりました。いまの駐車料金に関しては、現在も徴収しているという考えでよろしいですか。それで、とるよということですね。わかりました。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 港団地ということで、よろしいでしょうか。港団地では、とってはいません。新しく駐車場造成するというので、造成費用もかかっていることですから、それはやはり個々から徴収するという考えでございます。

平野委員長 福嶋委員。

福嶋委員 ついでに、あそこに警察の官舎がいま10戸くらいもあります。それは、他の官庁のあれですから。もう1戸福祉住宅、消防の裏の2階建て。あれについては今後、まだ何年か耐用年数はあるのでしょうか、あれについては壊すという計画はまだないのかあるのか、その辺。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いま福嶋委員の質問のあった件なのですが、福祉住宅については、長寿命化計画の中でこれから補修をして、延命化を図っていくという計画でいま進んでおります。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 先ほど小西主査からのご答弁の中で、窓口っておそらくお客様というキーワードを出されたのですよね。その町民のかたをお客様目線として見られていたというのは、とてもこれは好感を持てるなと思いましたが、竹田委員が心配されていたようなことも直接お客様目線で見、しっかりと声を受け止めていらっしやったのかなと思ひながら、先

ほどの答弁を聞いておりました。

その中で 1 点、入居者の観点で住環境は良いなど。防災、防犯の観点からも高い建物なりのメリット・デメリットはあるのですけれども、一つお願いと言いますかこれからの検討課題ということで先ほどおっしゃっていたのですが、オール電化というキーワードが先ほど出ておりました。先ほど、課は違うのですけれども、木古内町の中小企業の振興計画で、いわゆる地元経済を今後しっかりと我が町の自主財源のために活性化していかなければならないという観点から見ますと、オール電化ももちろん時代に即していて、メリットの部分は理解できるのですけれども地元業者。例えば、ガスでしたりとか灯油でしたりとか、アパートが運営していく中で、何らかの地元業者のかたも一緒に連携しながら、あとまた単身者も多いということですので、見回りのサービスじゃないですけれども、何らかの地元の業者が絡むことによって単身のかたが安心して、あと挨拶もたぶんせず 1 日しゃべらないというかたも中にはおそらくいらっしゃると思うので、そういった部分からも含めてオール電化がどうかという部分を考えて検討していただければなど。これは要望でございますので、以上です。

平野委員長 オール電化のほうが良いという人もいますし、そうじゃない。これはあくまで個人の意見なので。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 2 時 59 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、ございますか。

福島委員。

福島委員 私、木古内で老健のいま公住だけが 6 階まで自宅あるのですけれども、こういう団地がいままで木古内町にないわけだね。3 階以上の団地が。例えば、火災になった時に、消防車の消火するはしご車が届くのかどうか。そして、この西部四町の中でもこういう住宅はないわけ。おそらくない。知内、ある。それで、広域の中でそういう消防車の体制が整っているのかどうか。

もう一つは、札幌に町長が行く時には、長万部あたりに 5 階建てがあるのだよね。だから、ああいうやつもおそらく公営住宅、個人のアパートじゃないはずですし、公営住宅だと思うのだけれども。最近の状況として例えば津波対策も含めて、火災になった時の消防車の消火活動がはたして容易になるのかどうか、その辺が消防と一体的に計画があるのかどうか、その辺の考え方をちょっと。火事になった時の最低の消火体制というのですか、整うかどうかその辺ちょっとわかる範囲内で。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず火災のご心配でございますが、先日というか 1 か月くらい前、北斗のほうでも公営住宅の火災がございましたが、まずいまのこれから建てる建物に関しては、ああいった延焼するような建物にはありません。そこら辺は、消防法の観点からもそういうものにしなければいけないということで、そういう心配はしてありません。

ただ万が一、火災等が起きた場合、消防との連携がどうかということのご質問ですが、申し訳ございません。この件につきましては、まだ消防のほうとは特段、打合せ等をしておりませんので、いまの貴重な意見をいただいたということなので、その部分は消防のほうとちょっと確認させていただきたいと思います。

平野委員長 老健とかだっているところより高いわけだから、きちんとそこは打合せをしているはずですよ。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 04 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

私から何点か。今回、町民住宅もいれて 32 世帯のうち 23 世帯が移るという事前の調査のもと、24 戸にしたと思うのですがけれども、仮にいかないと言っていた人がやっぱり入りたいという話になったら足りないことになりますよね。そういう場合には、現状の町が抱えている住宅に入れるところとかあるのでしょうか。

小西主査。

小西主査 いま現在、RCの 5 階建てを建てるにしても仮移転しなければいけない世帯というのが必ず出てくることになっています。8 世帯いま現在、仮移転することになっています。それも考えまして、以前から政策空き家というものを造っておりました。そこに仮移転で一時的に移ってもらって、建替が終わったら戻ってくるというようなふうに計画はしていました。もちろん今後、建替後に戻ってきたいという人が 24 戸よりも多かった場合、そちらの空き家のほうにも入居していただく形で。もちろんその際は、抽選にはなるとは思いますが、公営住宅内で対応していきたいと思っています。

平野委員長 因みにいま一人で住んでいるかたが仮移転も含めて、引っ越しの町としての援助というのは、これまでなかったでしたか。今回も何もない、個人負担ということですか。全て町がということなのですよ。わかりました。

私的には、先ほど構口課長がチラッと saying いた、ここに空きスペースができるので、そこを住居も建てられるような土地。これは、きっと高規格道路の話もチラッと saying いたので、移住定住のことを踏まえているのかなと思うのですがけれども、今後、公共施設等総合管理計画に基づいて人口減の中、この住宅だって本当はもっといっぱい増やして人を呼び寄せられるような住宅にできればいいのかなとも思ったのですがけれども、できればここを竹田委員がずっと saying している福祉都市ならではの高齢者が多いのであれば、高齢者のパーク公園みたいなのを造るだとか、あるいはそこのせっかく整備するところに合わせて、移住定住の策をこれ建設水道課の管轄じゃないかもしれませんがけれども、町としては当然人口減少対策には全ての課が携わるわけですから、何とかここをせっかく良い建物を建てる、そして移住定住にも役立てるようなこの一体とした施設と言いますか、そういうところにちょっといろいろ考えて力を入れてほしいと思いますので。

ほかなければ終わりますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上をもちまして、建設水道課の港団地建替について、終わります。

<建設水道課>

・し尿処理中継施設について

平野委員長 引き続き、建設水道課その他の案件といたしまして、し尿処理中継施設について。以前は、町民課の担当で、常任委員会のその他で報告があった件なのですが、いま建設水道課に担当が移りまして、きょうはその経緯について報告があるということですので、その他案件といたしました。これ事前配付ではなく、いま資料を配付いたしましたので。

それでは皆さん、いま3部配付しましたけれども、その他の案件が3件になりまして、まずはこのホチキスで留めてあるやつからご参照ください。

それでは、し尿施設に関わる報告について、副町長。

大野副町長 資料の提出が遅れましたことをまずお詫びを申し上げます。

これまでの経過並びに現在の状況について、報告をさせていただきます。

委員長のほうからありましたように、担当が4月で替わったということで、これまで関わってきた私のほうから報告をさせていただきます。

これまでの経過ということで、①から記載をしております。

まず、大平地区のし尿中継施設につきましては、以前から悪臭が発生するという苦情が町のほうに寄せられていました。地域の近所に住んでいる住民のかたですとか、飲食事業者さんのほうからです。

昨年の5月に中継施設の近隣で飲食業を行っている業者さんより、中継施設を利用しないで、直送するようなことができないのかというような意見書をいただいています。

この意見書では、檜山地区については、バキュームカーで直送をしていますよと、渡島管内もそうじゃないのですかということでの意見なのですけれども、実際には西部四町では松前も福島も中継施設は設けて搬送しているというこういうような状況でございます。

ただ、事業者からのそういった意見書に対して、直送ができるのであればですとか、あるいは消臭効果を上げる方法を何とか前向きに検討できないだろうかということで、検討した結果を7月の20日の総務・経済常任委員会で、1台バキュームカーを増やして直送をさせたいということで、これは収集事業者にも了解をいただいて進めようとしたのですが、9月の5日、収集事業からバキューム車を1台増車しても運びきれない日があると。また、センターが休みの土曜日や祝日に住民のかたから収集してくれという注文がくるものから、これの対応をするためには中継施設をこのあとも利用しなければいけないというようなことの説明がありました。

平野委員長 副町長、すみません話中に。前回の常任委員会、⑩番までは我々も把握していますので、その後の説明からでいいと思いますけれども。

副町長。

大野副町長 ⑩番のあと、⑧と書いていてすみません。間違っていますけれども。

平成30年の3月から4月にかけて、収集事業者と移転候補地の選定ですとか、これはバ

キューム車の増車をやめて場所の移転を進めようということで、協議をしたところです。

事業者のほうからは、7年前に施設の改築を行っており、消臭剤を使用し現在、臭い対策に効果が出ていることや現施設を使用することで、町の財政負担はなくなるのではないですかというような財政を心配する意見もいただきました。

この収集事業者からの意向を受け入れて、現施設を利用し消臭効果を維持すること、及びし尿収集量の減量に向けて、下水整備地区における未接続者に対する接続の拡大に努力、努めていくという方針に変更をし、5月8日に飲食事業者へ町の方針変更について、説明をしています。

これまでの経過を説明の上、現時点での策としては、収集量の減量化を進め、消臭剤による効果を継続していきますということで、引き続き努力していきますので、理解いただくようお願いをしたところです。

この際に、飲食事業者さんのほうからは、異論は出されはしませんでした。やはり臭いがくるのではないかという不安がありますから、なかなかストンと納得するものではないのかなというふうに思っています。

町としては引き続き、この消臭効果を継続していく、そしてさらに移転ですとかあるいは減量化によって直送できる体制、こういったものについて継続した取り組みをしていきたいというふうに考えています。

収集事業者さんの言うように、町の負担を多く出して移転をするですとか、バキュームカーを増やすというよりは、しっかりとこの消臭対策をしていけばいいというそういう考えにも町としては受け入れなければならないのかなということで、このような対応とさせていただきます。

また、悪臭防止法ですとか大気汚染防止法ですとか土壌汚染の関係、こういったものには法律的な縛りがあるかと言いますと、中継施設ということ、あるいは悪臭の規制区域になっていないということもありまして、そういった法的な規制にはかかっていないということを追加でお知らせ申し上げます。以上です。

平野委員長 説明が終わりましたけれども、質問あるかたいですか。

竹田委員。

竹田委員 当然、業者さんにはそういう説明をして、ほぼ了解をもらったということですね。それで何て言うのだろう、あそこ臭いもそうだけれども、景観というか我々だから知っているから、あそこが中継施設だっていうふうにもう見てしまうのだろうと思うのだけれども、何かやはり何て言うのだろう。町がどうせ1回は腹をくくったのだから、施設を造ってやるというところまでいったわけですし、バキュームを導入するにしてもやはり結構ウン千万円という費用がかかる。そこで、美観上の部分で町があそこに綺麗なピンクの塀を回すだとか、そうすることによってすごく芝桜の町だとか、チューリップの町としてのイメージとリンクするような何らかの手立てを「そうですか」とそれだけでなく、多少投資したっていいのかなというふうに思うものですから、その辺今後の検討の中で場合によっては新年度なのか補正なのかは別にしても何らかのやはり手立てをすべきだなというふうに思います。

平野委員長 副町長。

大野副町長 なかなか納得してもらうのには、地域にお住まいの住民のかたですとか飲食

事業者さん、これまでもそういった臭いによって、お客様が帰ってしまったですとか、そういったこともあったわけですから、消臭効果がしっかりと約束できればいいのですが、それはなかなかそうもいかない事態もありますから、決して今回の結論と言いますか話をさせていただいたことで終わるということではなくて、今後もそういった臭いが悪臭が漂うような状況が起きた時に、また収集事業者とはいまおっしゃったような方策、移転や増車ということを含めて、話をしていきたいなというふうには思っています。

ただ、いまのところ町の負担を軽減する方法がこれがいんじゃないのというふうな意見もいただいた中では、提案ということでもっていってもそういう話にはなかなかないのかなというところもありますけれども、これは飲食事業者さんにも話をした、町としては努力は続けますというこういう視点で話をさせていただいておりますので、そういった面での異論も出なかったのだというふうに思っていますから、継続した取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 28 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上、その他のし尿処理中継施設についての行政側からの説明、報告を終えたいと思います。

皆さんに配った次第は、以上で全てなのですが、その後いま追加で資料を配りました 2 件のその他についても急遽、皆さんに報告になりますので、諮りたいと思いますので。

同じく担当は建設水道課ですので、まず 1 件目が 1 枚もので、平成 30 年度予算についてという表題でいいですか、早速説明をお願いいたします。

構口課長。

構口建設水道課長 まず、今回 2 点ほど報告と一つはお詫びになりますが、まず A 4 のペーパーのほうに予算書のほうでございまして、これが施設管理費の予算の計上漏れがわかりました。下のほうに赤字で追加していただいたところですが、前年度からの途中から実施しております、下町・前浜ふれあいセンターの借り上げ料でございまして。本来ならば、当初予算に 24 万円の計上をすべきものを失念していたものでございまして。お許しが出るのであれば、6 月の定例会に補正をお願いしたいということでございまして。

この予算に関しては、今後より一層細心の注意を払って、執務をやっていききたいと思いますので、ご容赦いただければと思います。大変、申し訳ありません。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 30 分

再開 午後 3 時 32 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、もう 1 件の 1 枚開いた A 3 版の紙をご用意ください。こちら以前から懸案事項

でありました、バイパスの連絡階段を撤去することになりましたその説明の資料となっております。では、説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 まず、配付しました図面ですが、以前より町内会等からも要望がございました。まず現状、経年劣化のため使用停止していましたが、先週、開発局さんより実施する旨の連絡がございました。ちょっと急な話で、撤去を今週はじめから行うということで、その時話がありまして、議会のほうに報告するタイミングがなかったのですが、いま現在撤去しております。

今後、新しい階段の設置についてなのですが、秋の9月から10月にこれから設置するというので聞いておりますので、報告させていただきます。以上です。

平野委員長 質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 質問がなければ、以上をもちまして、建設水道課の調査及びその他の報告事項について、終えたいと思います。

建設水道課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 34 分

再開 午後 3 時 34 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

すみません、皆様におかれましては、事前に配付した次第から追加案件が数件ありまして、時間については予定より少し延びてしまったのかなと思います。お詫びいたします。

以上をもちまして、第2回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。

お疲れ様でございました。

説明員：大野副町長、木村まちづくり新幹線課長、田原新幹線振興室長、畑中主査
片桐産業経済課長、福井（弘）主査、構口建設水道課長、小西主査

傍 聴：小野寺好秋、大野 仁、木川秀夫

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志